

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための  
施策の実施に関する基本的な計画

# かながわDV防止・被害者支援プラン

2019年度～2023年度





## はじめに

本県では、1982年を「かながわ女性元年」として、婦人総合センター（現かながわ男女共同参画センター）を開設するとともに、「かながわ女性プラン」を策定し、女性への暴力対策にいち早く取り組んできました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定され、2002年に配偶者暴力相談支援センターを設置し、2006年には「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。

その後、2009年及び2014年の2度にわたり、改定を行いながら、市町村や民間団体、警察本部等の関係機関と連携し、DV防止と被害者支援に取り組んできました。なお、2014年改定の際は、プランの名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更し、男性相談窓口の設置や専門相談の強化、同伴児童の心理的ケア、交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）の防止など、取組みを強化しました。しかしながら、県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は毎年5千件前後にのぼるなど、依然として課題が残されています。

近年、DVが背景にあると考えられる痛ましい事件が発生しています。また、子どもの目の前での暴力（いわゆる「面前DV」）による心理的虐待が子どもに与える影響など、様々な問題点が指摘されています。

こうした課題を踏まえ、今回のプランでは新たに、DVを未然に防止するため、お互いを大切にしようコミュニケーション能力を身につける啓発事業など、DV防止の取組みを充実・強化することとしました。また、引き続き市町村や民間団体、関係機関と幅広く協働・連携しながら、DVに対する理解を深めるための若い世代をはじめとした意識啓発などに取り組むとともに、被害者や同伴児童に対する支援に取り組んでまいります。

なお、プランの改定にあたっては、神奈川県男女共同参画審議会や神奈川県DV対策推進会議の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様から貴重なご意見やご提案を頂きました。皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

引き続き、DV防止と被害者支援に取り組む、暴力の根絶と一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしてまいりますので、皆様の温かいご理解とお力添えをお願いいたします。

2019年3月



神奈川県知事 高尾祐治

## ◆本計画における主な用語の説明◆

### ○ 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」:

「DV」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、本計画においては、「配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力」という意味で記載しています。

### ○ 「DV防止法」／「配偶者」「配偶者等」:

本計画においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「DV防止法」と記載しています。

DV防止法における「配偶者」は、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の相手を含みます。

「DV防止法」の適用範囲について：

- ・DV防止法上の「配偶者からの暴力」には、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き受ける暴力を含みます。
- ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力にも準用され、さらに、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き受ける暴力を含みます。

ただし、本計画においては、生活の本拠を共にしない交際相手も含め「配偶者等」と記載しています。

### ○ 「被害者」:

DV防止法における「被害者」とは、配偶者から暴力を受けた者をいいます。（男性、女性の別を問いません。）

ただし本計画においては、DV防止法の対象外の場合であっても、配偶者等からの暴力を受けた者を「被害者」としています。



## ○ 「暴力の種類」:

DV防止法における「暴力」とは、「身体に対する暴力」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動<sup>(\*1)</sup>」を指します。

暴力には以下のような種類があり、本計画においては、以下のような行為を広く暴力として扱っています。

- 身体的暴力 … 殴る／蹴る／首を絞める／タバコの火を押し付ける など
- 精神的暴力 … 暴言を吐く／脅かす／無視する／浮気・不貞を疑う など
- 経済的暴力 … 生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる など
- 社会的暴力 … 外出や、親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する など
- 性的暴力 … 性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない など

(\*1) : DV防止法における「暴力」のうち、保護命令が発令される要件となる「暴力」は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみとしています。

また、DVの発見者による通報や、警察官による被害の防止、警察本部長等の援助に関する規定は、身体に対する暴力のみを対象として整理されています。

また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」について、国は暴力を「身体的暴力」、「精神的暴力」(本計画における「経済的暴力」「社会的暴力」を含める)及び「性的暴力」の3つに分類したうえで「精神的暴力」及び「性的暴力」を指すとし、刑法上の脅迫に当たるような言動もこれに該当する(軽微なものは除く)としています。

# 目次

<b>I 計画の基本的な考え方</b>	
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の対象地域	1
3 計画の性格	1
4 計画期間	2
<b>II 神奈川のDV対策の現状と課題</b>	
1 DVに対する意識の状況	4
2 相談の状況	8
3 一時保護・保護命令の状況	15
4 自立支援の状況	18
5 関係機関等との連携の状況	21
<b>III 計画の内容</b>	
1 基本認識	23
2 重点目標と特に重点的に取り組むポイント	23
3 施策の体系	24
4 具体的な施策内容	26
【重点目標Ⅰ】 暴力の未然防止	26
施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化	26
【重点目標Ⅱ】 安心して相談できる体制の整備	28
施策の方向2 相談体制の充実	28
【重点目標Ⅲ】 安全が守られる保護体制の整備	30
施策の方向3 一時保護と安全確保	30
【重点目標Ⅳ】 自立支援の促進	33
施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援	33
【重点目標Ⅴ】 市町村、民間団体及び関係機関との連携等	36
施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実	36
施策の方向6 民間団体との連携、支援	38
施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成	39
施策の方向8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応	40
<b>IV 数値目標</b>	41
<b>V 推進体制</b>	42
<b>参考資料</b>	43

### I 計画の基本的な考え方

#### 1 計画改定の趣旨

暴力は重大な人権侵害であり、誰に対しても決して許されるものではありません。しかし、DVは、家庭内など、外部からはその発見が困難な場において行われることから、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。その一方で、社会全体の問題とは扱われにくく、被害者の人権が十分に保護されてきたとはいえない状況です。

DVの被害者は、多くの場合女性です。これは、性別によって固定的に役割を分けて考える「固定的性別役割分担意識」が根強いことにより、経済的・社会的な自立が困難な状況に置かれた女性が、暴力を我慢せざるを得ない場合が多いことも、理由の一つとして考えられます。DVは、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会を実現するうえで、大きな妨げとなります。

県では、2001年制定のDV防止法に基づき、2002年に配偶者暴力相談支援センターを設けるとともに、2004年のDV防止法の改正を踏まえ、2006年には「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。その後、2007年のDV防止法の改正を踏まえ、2009年に「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、DV被害者の相談や保護、自立の支援などに取り組んできました。

2013年には、DV防止法の適用対象を、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者についても、配偶者からの暴力被害者に準じて扱うなどの法改正が行われました。この改正を踏まえ、2014年に計画の名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」（以下「プラン」という。）に変更するとともに、これまでの被害者支援の取組みに加え、DV防止の取組みを強化する改定を行いました。しかしながら、DVの根絶のためには、依然として様々な課題が残されています。

このため、県民の皆様などのご意見やご提案、神奈川における現状と課題や社会情勢等を踏まえながら、重点目標を定めるとともに、充実・強化が必要なポイントに特に重点的に取り組むなど、DV防止と被害者支援の取組みをさらに一層進めるため、プランを改定します。

#### 2 計画の対象地域

この計画は、神奈川県内全地域を対象としています。

#### 3 計画の性格

(1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及

## I 計画の基本的な考え方

---

び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。

- (2) この計画は、県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画です。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画である「かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援を重点的に推進するための計画です。
- (4) この計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざしており、2015 年に国連で採択された「SDGs<sup>(\*2)</sup>」における 17 ある目標の一つである「ジェンダー平等」と理念を共有するものです。今後、DV防止と被害者支援の施策に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図ります。

### 4 計画期間

計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

ただし、法改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化に伴い新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ、見直すこととします。

---

#### (\*2) 「SDGs」:

2015 年 9 月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs) をいう。‘誰一人取り残さない’を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定している。17 ある目標のうち 5 番目が「ジェンダー平等の実現」で、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことを目標に掲げている。

### Column

#### ● 女性に対する暴力根絶のために ～紫色（パープル）に込められたもの～

本来、暴力は、性別や関係性を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の被害者の多くが女性であるということや、社会的に女性の地位が低い現状などを踏まえて、国は、「特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある」としています（2001年6月5日「男女共同参画推進本部決定」）。

女性に対する暴力根絶のシンボルとして、「パープルリボン」があります。また、女性に対する暴力をなくすための様々な取組みに、パープルが使われています。

毎年11月12日から11月25日までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。近年、期間中に、パープルリボンにちなんで、建物を紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」が各地で実施されていますが、これは、女性に対する暴力根絶の願いと、被害を受けた方に対する「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。

暴力は、ふるわれた本人だけでなく、それを目撃した子どもにも強く影響し、様々な心身の不調として現れます。大人になっても、過去の経験がその人を苦しめることが少なくありません。暴力は、いかなる理由があっても絶対に許されません。

(パープルリボン)



(女性に対する暴力をなくす運動)



(画像は内閣府男女共同参画局HPより)

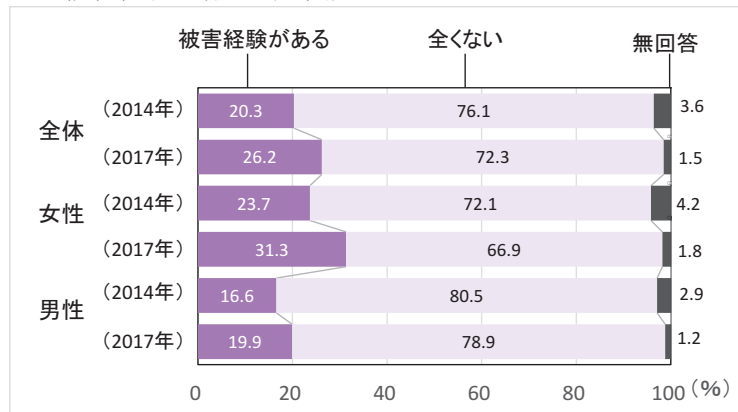
## II 神奈川のDV対策の現状と課題

## II 神奈川のDV対策の現状と課題

### 1 DVに対する意識の状況

DVは、家庭内や親しい人間関係など、外部からの発見が困難な場において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。2017年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（以下「国の調査」という。）によると、女性の約3人に1人（31.3%）、男性の約5人に1人（19.9%）が「DV被害の経験がある」と回答しており、2014年の同調査と比較するとその割合は増加しています。

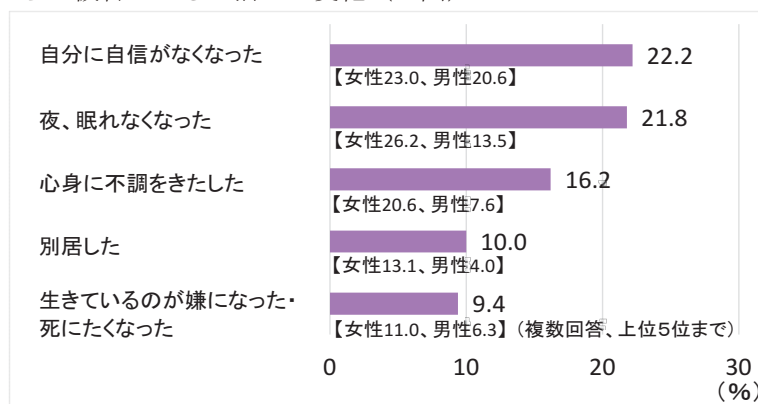
グラフ1：配偶者からの被害経験の有無（全国）



●出典：2014年、2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

上記国の調査で、配偶者から被害を受けたことで生活上の変化があったかを聞いたところ、「自分に自信がなくなった」や、「夜、眠れなくなった」などの回答が多くなっており、DVは被害者の心身に深刻な影響を及ぼします。

グラフ2：配偶者からの被害による生活上の変化（全国）

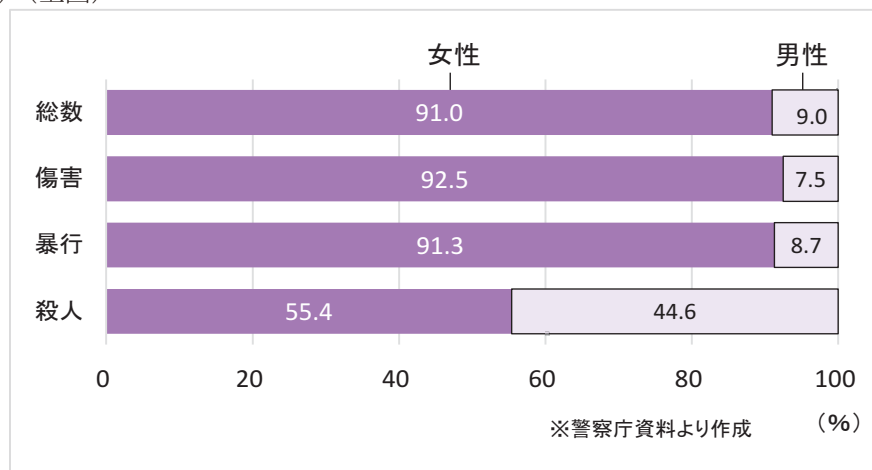


●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

## II 神奈川のDV対策の現状と課題

DVの被害者は、多くの場合女性です。2017年に検挙された配偶者間における犯罪のうち、女性の被害者は9割を超えており、特に傷害と暴行について、女性の被害者が圧倒的に多くなっています。

グラフ3：配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数）（全国）



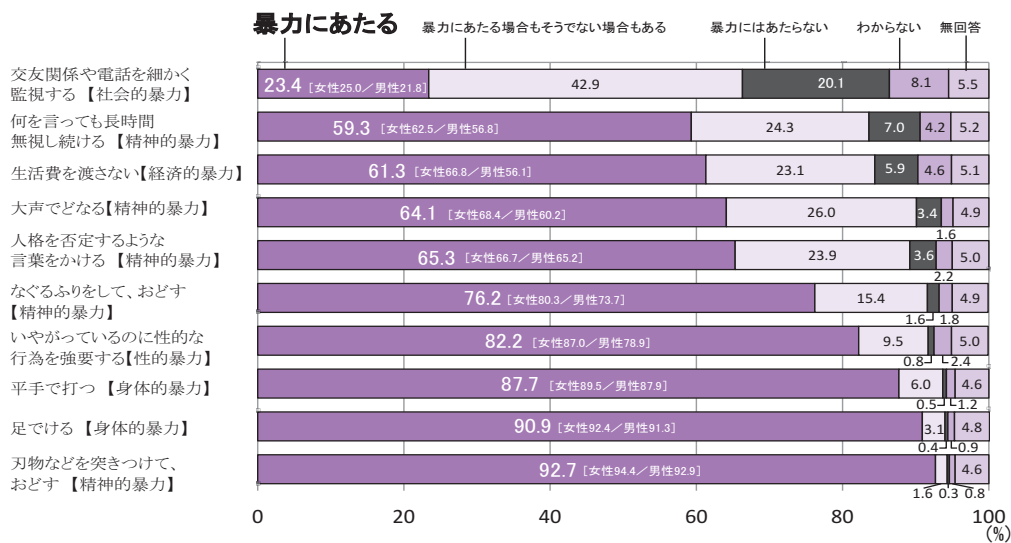
●出典：2018年「平成30年版男女共同参画白書」（内閣府）

DVを受けることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなります。性別によって役割を固定的に分ける「固定的性別役割分担意識」は、「男は仕事・女は家庭」といった考え方に代表的に見られますが、そうした根強い意識が、DVに対する理解がなかなか進まない状況や、DVを受けても経済的・社会的自立の困難さから暴力を我慢せざるを得ない状況等に影響を与えているとも考えられます。DVは県民の意識から変えていくべき身近で重大な問題であり、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会実現のため、男女を問わず、DVの根絶に向けて取り組む必要があります。暴力はいかなる場合も絶対に許されないことについて理解を深めるための啓発が必要です。

## II 神奈川の DV 対策の現状と課題

2017年度に実施した県民ニーズ調査（以下「県の意識調査」という。）において、夫婦間の暴力に該当する10の行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、総じて女性より男性の方が割合が低くなっており、社会的暴力や経済的暴力に対する認識は、身体的暴力等と比較して割合が低くなっています。一方で、2012年度と同調査で既に約9割に達していた「平手で打つ」「足でける」「刃物などを突きつけて、おどす」以外の項目は、認識割合が増加しています。DVへの理解をさらに深めるため、引き続き啓発が必要です。

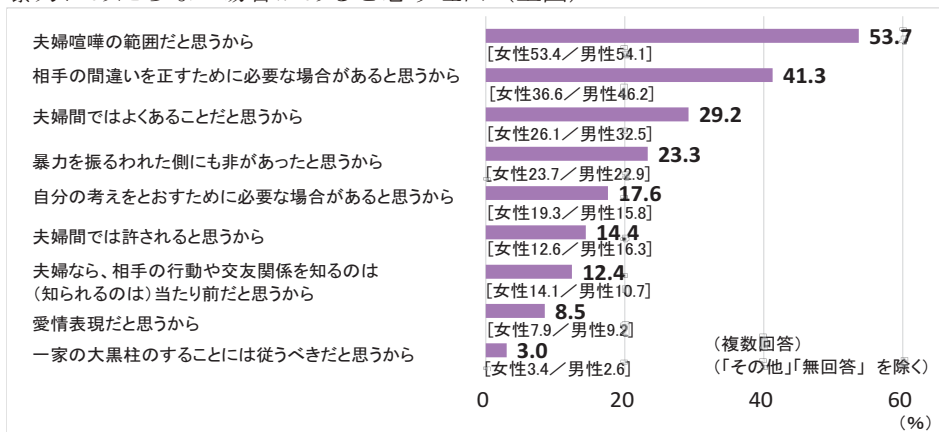
グラフ4：夫婦間での暴力行為における暴力としての認識（神奈川）



●出典：2017年度「県民ニーズ調査」

国の調査においても、夫婦間で暴力と認識される行為について聞いていますが、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」や「暴力にあたるとは思わない」と答えた人に対して、その理由を聞いたところ、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」が5割以上、「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」が4割以上にのびました。

グラフ5：暴力にあたらない場合があると思う理由（全国）



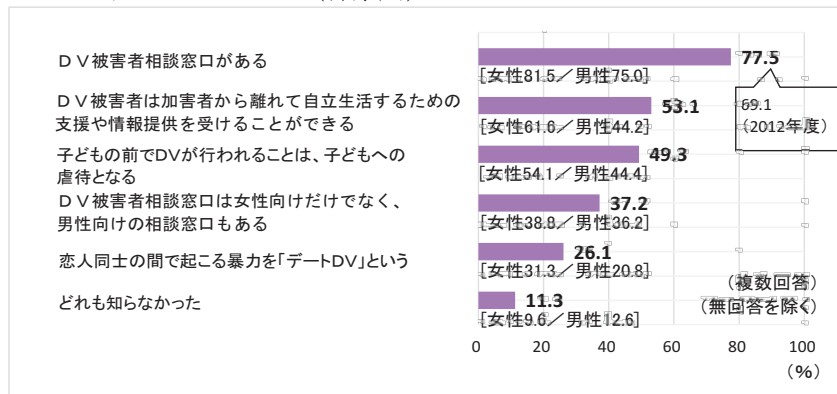
●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）



## II 神奈川の DV 対策の現状と課題

県の意識調査によると、DV被害者相談窓口があることを知っている人は7割台で、2012年度と同調査に比べて8.4ポイント増加しており、窓口周知の取組みは着実に進んでいます。一方で、男性向け相談窓口もあることを知っている人は4割弱、恋人間で起こる暴力をデートDVということを知っている人は3割弱にとどまっています。また、デートDVという言葉は、2011・2016年度の同調査においても周知度が4割に満たないなど、DVについての理解は十分とは言えない状況です。

グラフ6：DVについて知っていたこと（神奈川）

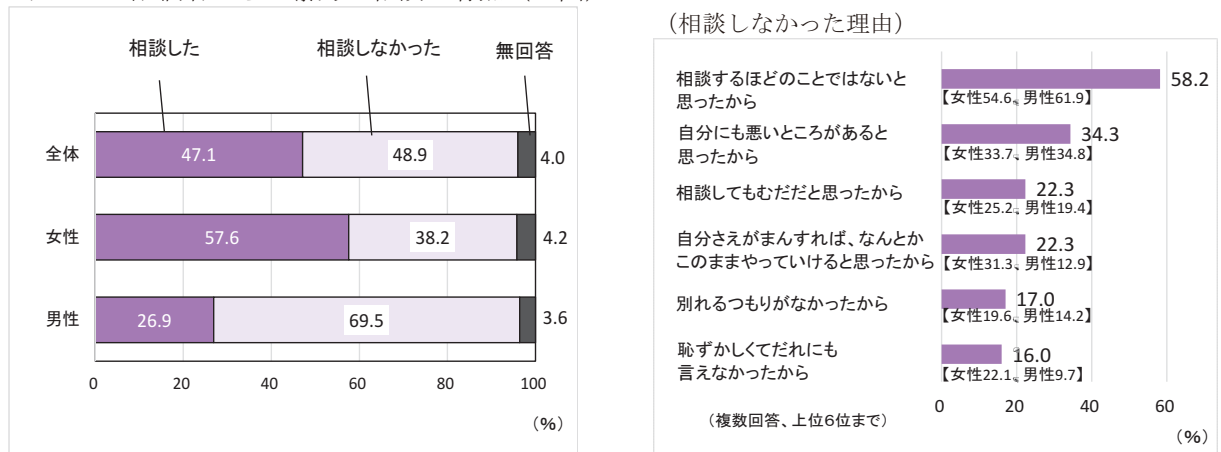


●出典：2017年度「県民ニーズ調査」

被害者の実数を把握することは非常に困難ですが、国の調査によると、配偶者から暴力を受けたとき、誰にも相談しなかった人が5割弱いることから、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な被害者は未だに多いと考えられます。

DVに悩む人が、誰でも、早めに相談することができるよう、男性向けも含めた相談窓口の周知をさらに進めるとともに、DVの発生自体を予防するため、特に若年層など、早い時期から暴力に対する理解を深めるための啓発を行うなど、重点的に取り組む必要があります。

グラフ7：配偶者からの暴力の相談の有無（全国）



●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

## II 神奈川のDV対策の現状と課題

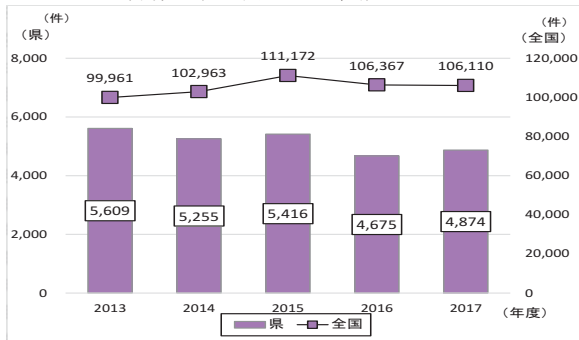
### 2 相談の状況

#### (1) 県及び市町村の相談件数

(\*3)

2002年のDV防止法全面施行以降、県では配偶者暴力相談支援センターを2か所設置し、電話相談及び面接相談を実施してきましたが、2015年度に相談窓口の再編を行い、DV相談を県立かながわ男女共同参画センターに集約しました。また、2011年度には横浜市、2012年度には相模原市、2016年度には川崎市が、それぞれ配偶者暴力相談支援センターを設置しました。市町村においてもDVに関する相談に対応しています。県及び市町村の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、相談体制を整えてきました。

グラフ8：県配偶者暴力相談支援センターの相談件数（神奈川・全国）(\*4)

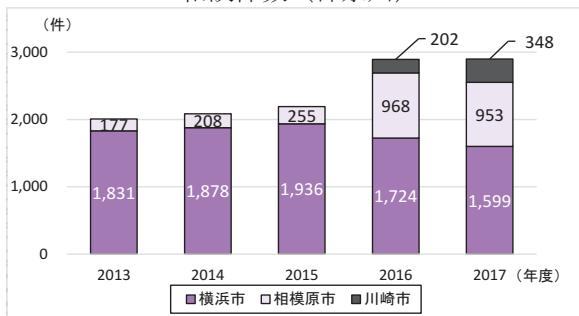


●出典：県人権男女共同参画課調べ

こうした相談体制の整備や相談窓口の周知に伴い、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2017年度までの5年間は5千件前後で推移しています。

また、市及び町村分を所管する県保健福祉事務所の女性相談員が受けた相談件数は増加傾向です。

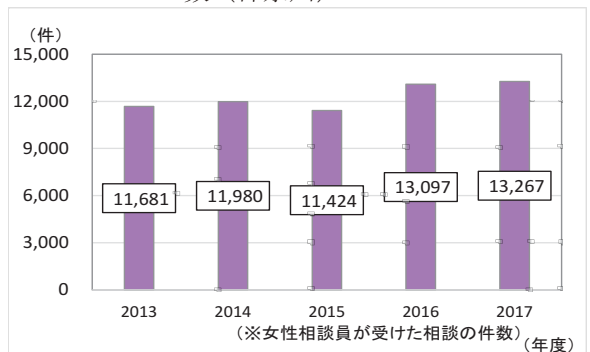
グラフ9-①：市配偶者暴力相談支援センターの相談件数（神奈川）



※ 相模原市の件数は、2016年度からDV相談専用電話及び各区の女性相談担当課で受け付けた相談件数の合計。（従来はDV相談専用電話のみの件数）

●出典：県人権男女共同参画課調べ

グラフ9-②：市及び県保健福祉事務所の相談件数（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

(\*3) 「配偶者暴力相談支援センター」:

DV防止法に基づき、都道府県は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や相談機関の紹介、医学的または心理学的指導、緊急時の安全確保及び一時保護、自立した生活を促進するための情報提供その他の援助、保護命令制度や被害者を居住させ保護する施設についての情報提供その他の援助を行う。また、市町村も配偶者暴力相談支援センターの設置に努める。

(\*4) 「県配偶者暴力相談支援センターの相談件数」:

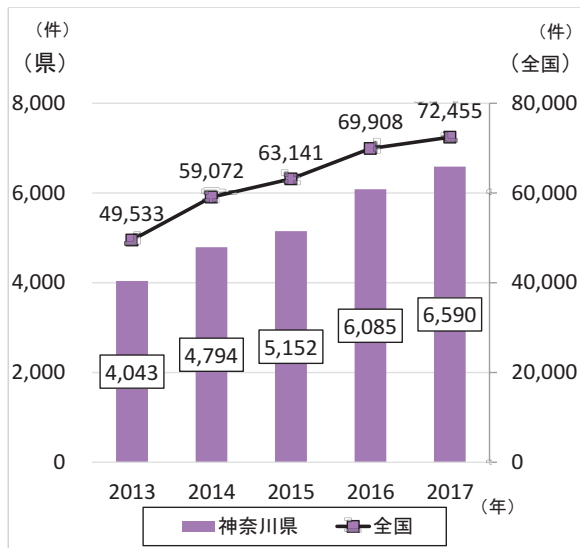
「県」は、神奈川県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（被害者本人及び関係者からの相談、交際相手等からの暴力被害相談を含む）。「全国」は、全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（被害者本人からの相談のみ。交際相手等からの暴力に関する相談は含まない。）（内閣府調べ）

### (2) 警察の相談件数

警察では、DV防止法に基づき、被害者からの相談を受けるとともに、暴力の制止や被害者の保護、被害発生防止のために必要な措置・援助を実施しています。県警のDV認知件数<sup>(\*5)</sup>は毎年増加していますが、これは、DVに対する認識が深まったことに加えて、被害者が、単に相談窓口相談するだけでなく、警察に被害を訴えるケースが増加していると考えられ、また、加害者への対応（検挙等）のニーズも高いと考えられます。

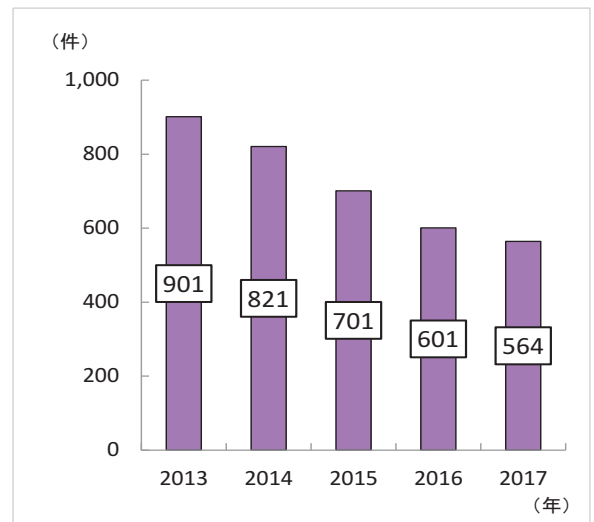
一方で、県警における認知件数のうち、申出により「住所又は居所を知られないようにするための措置」などの援助を行った援助件数<sup>(\*6)</sup>は、2017年までの5年間で見ると年々減少しており、県や市町村、福祉事務所民間団体（NPOを含む）（以下「民間団体」という。）など、様々な関係機関の窓口利用が進んでいるとも考えられます。

グラフ 10：警察の認知件数（神奈川・全国）



●出典：神奈川県警・警察庁調べ

グラフ 11：警察の援助件数（神奈川）



●出典：神奈川県警調べ

**(\*5) 「警察の認知件数」:**

配偶者からの「身体に対する暴力」または「生命等に対する脅迫」を受けた被害者からの相談等（相談、援助申出、保護要求、被害届・告訴状の提出、通報等）をいう。

**(\*6) 「警察における援助」:**

DV防止法第8条の2において、警察本部長等は、身体に対する暴力を受けた被害者から「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい」旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な下記①～④の援助のうち適当なものを探ることにより行うこととされている。

- ① 被害を自ら防止するための措置の教示
- ② 住所または居所を知られないようにすること
- ③ 被害防止交渉を円滑に行うための助言、加害者に対する必要な事項の連絡、交渉場所としての警察施設の利用
- ④ その他被害を自ら防止するために適当と認める援助

## II 神奈川のDV対策の現状と課題

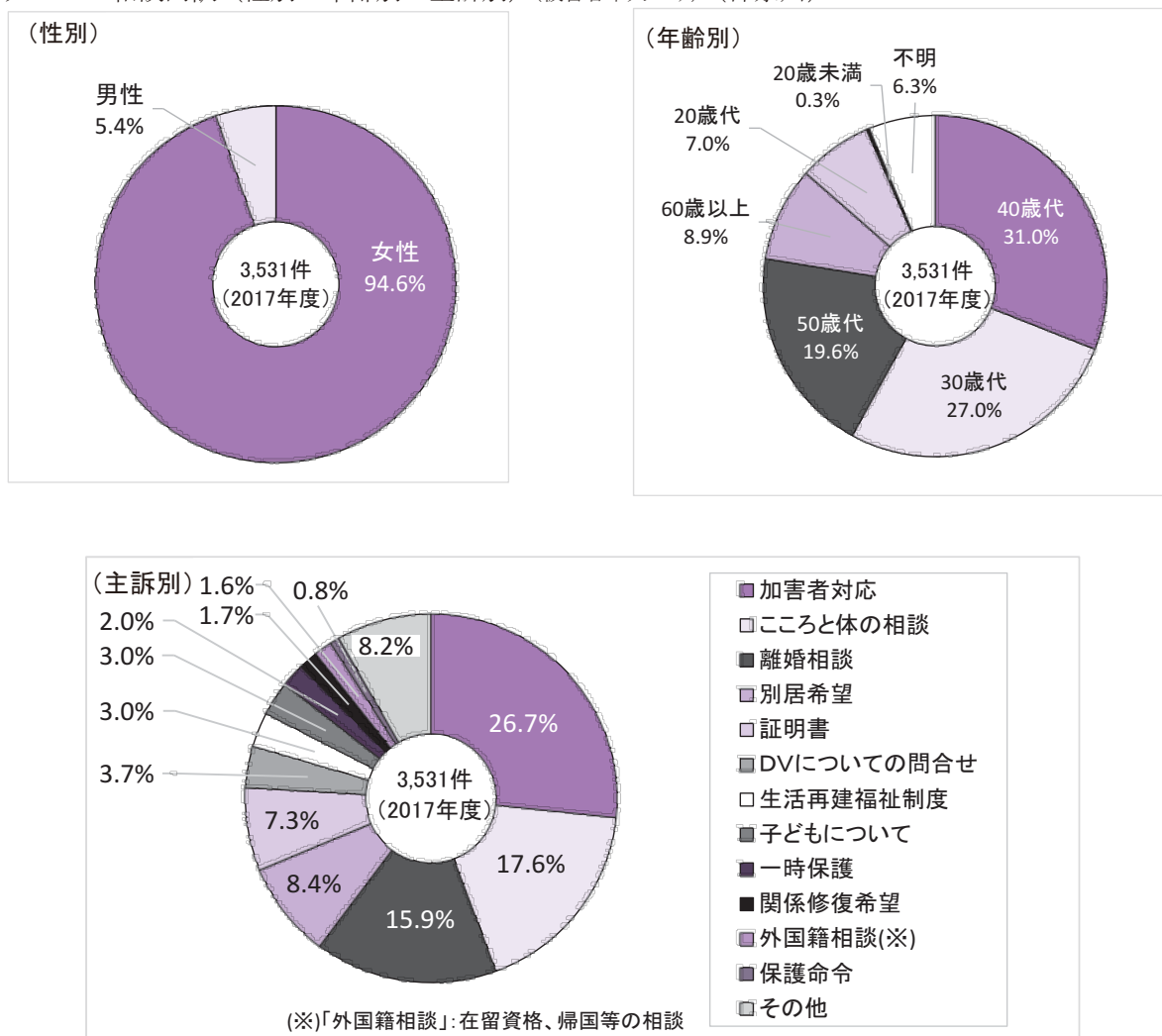
### (3) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の内訳

#### ① 性別・年齢別・主訴別

県配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談は、女性からの相談が9割を超えています。年齢別では、40歳代が最も多く、次いで30歳代、50歳代、60歳以上の順となっており、40歳代以上の相談が約6割を占めています。

また、相談内容を主訴別に見ると、「加害者対応」の相談が約4分の1を占めており、加害者を生み出さないためのDV未然防止や加害行為の抑止に向けた取組みが必要です。

グラフ 12：相談内訳（性別・年齢別・主訴別）（被害者本人のみ）（神奈川）

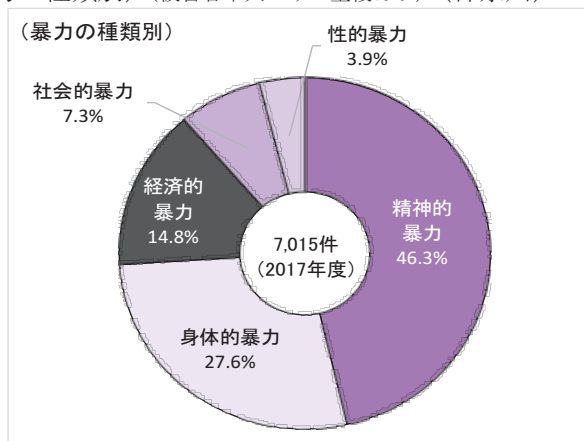


●出典：県人権男女共同参画課調べ

② 暴力の種類別

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談を、暴力の種類別に見てみると、「暴言を吐く」など、言葉などによる「精神的暴力」が最も多く（46.3%）、次いで「殴る、蹴る」などの「身体的暴力」、「生活費を渡さない」などの「経済的暴力」、「メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する」などの「社会的暴力」、「性行為を強要する」などの「性的暴力」の順に多くなっています。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の種類に該当する場合もあります。

グラフ 13：相談内訳（暴力の種類別）（被害者本人のみ・重複あり）（神奈川）



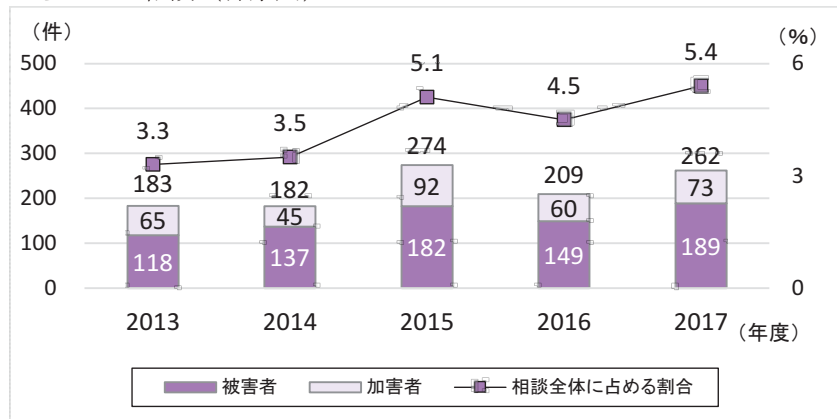
●出典：県人権男女共同参画課調べ

## II 神奈川のDV対策の現状と課題

### ③ 男性DV相談、交際相手からの暴力（デートDV）相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、女性からの相談だけでなく、男性被害者相談及びDVに悩む男性相談を実施しています。男性DV相談が相談全体に占める件数は、増加傾向にあります。

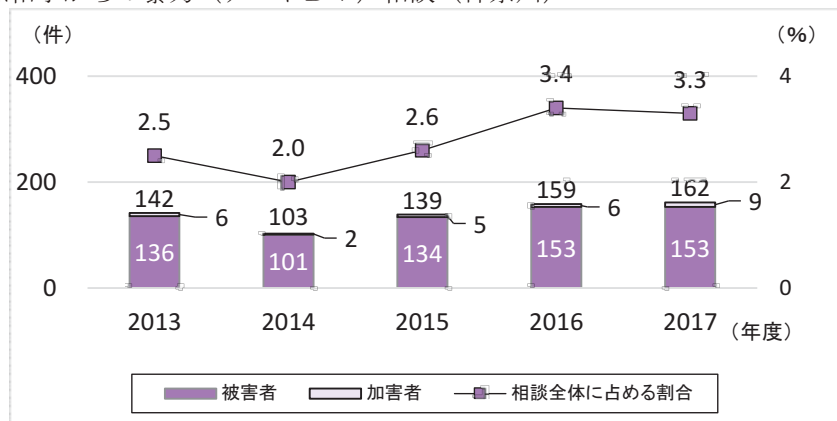
グラフ 14：男性からのDV相談（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

県及び市の配偶者暴力相談支援センターでは、デートDVの相談に応じており、こちらも増加傾向にあります。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」のほか、異性と会ったり会話をすることを禁じたり、電話やメールのチェックや、交友関係を監視する「社会的暴力」など、相手の気持ちを考えずに支配したり、束縛したりすることも、デートDVに含まれます。親密な男女間における暴力は、配偶者間だけでなく、恋愛関係にある者の間でも同じように発生しており、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

グラフ 15：交際相手からの暴力（デートDV）相談（神奈川）



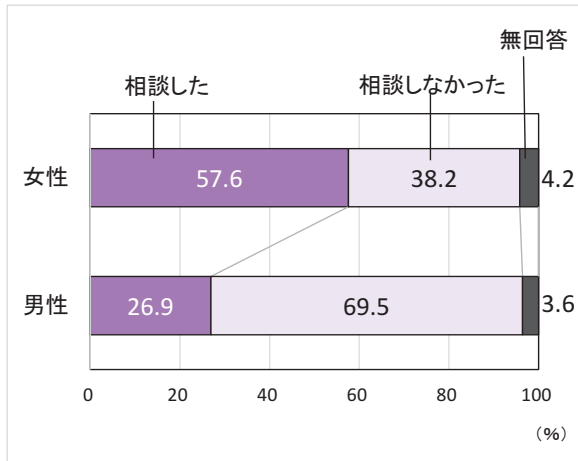
●出典：県人権男女共同参画課調べ

## Ⅱ 神奈川の DV 対策の現状と課題

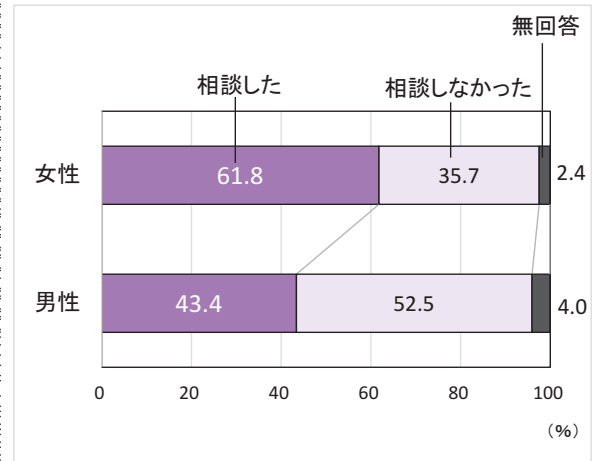
男性DV相談やデートDV相談が増加傾向にある一方で、国の調査によると、配偶者や交際相手から暴力を受けた時に被害を相談した人の割合は、女性より男性の方が低くなっています。引き続き、男性が相談しやすい環境づくりや意識啓発が必要です。

グラフ 16：暴力の相談経験の男女差（全国）

（配偶者からの暴力の相談）



（交際相手からの暴力の相談）



●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）



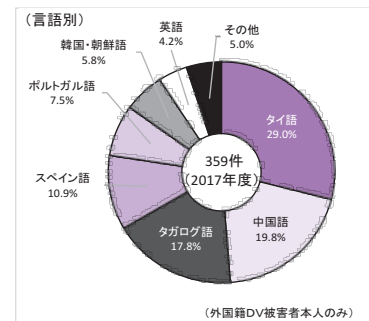
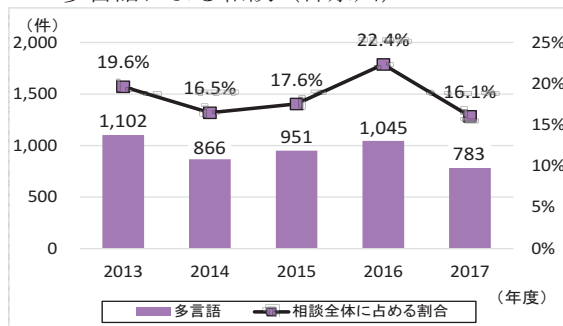
## II 神奈川のDV対策の現状と課題

### ④ 外国人等被害者の状況に応じた相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、2006年度から、母国語が日本語以外の被害者のために多言語による相談を実施しています。相談の言語別内訳は、タイ語が最も多くなっています。

外国人の被害者が、言葉や文化などの違いのためにより、相談がしにくい状況におかれることがないように、窓口の周知等について配慮する必要があります。また、外国人の被害者と同様、相談がしにくい状況におかれることが多い障がい者や高齢者、性的少数者など、様々な課題を抱えている被害者が相談しやすい環境を整える必要があります。

グラフ 17：多言語による相談（神奈川）(\*7)



● 出典：県人権男女共同参画課調べ

### (4) 早期発見のための通報制度

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、DV防止法は、配偶者から暴力を受けている人を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならないと規定しています。また、医師その他の医療関係者が、業務上、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、被害者本人の意思を尊重するよう努めたうえで、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報することができると規定しています。これらの通報制度は、守秘義務に関する法律の規定により妨げられることはありません。特に医療機関は、日々の業務の中で被害者を発見しやすいことから、早期発見の役割が期待されています。

DV防止法は、医療関係者は被害者に対して、配偶者暴力相談支援センター等についての情報提供をするよう努めなければならないとも定めており、県と医療機関が連携して被害者を早期に発見することが大きな役割を果たします。このため、県では、DV相談窓口や通報制度の流れ、二次被害の防止や危険度の把握などについて、医療関係者等に理解を深めてもらうため、DV対応の手引き等を作成・配布するなど、取組みを進めています。

(\*7) 「多言語による相談」:

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語の7か国語による相談件数



### 3 一時保護・保護命令の状況

#### (1) 神奈川県の一時保護件数

被害者の生命を守り、安全を確保することは、何よりも優先すべきことです。

県では、加害者によるさらなる暴力や追及の可能性が高い場合、DV防止法に基づき、一時保護を行っています。市町村・福祉事務所も被害者の相談の初期段階から関わり、警察とも連携・協力しながら、一時保護に対応しています。また、民間団体等に委託した一時保護も実施しています。

神奈川県の一時保護件数は、全国と同様、減少傾向にあります。原因としては、DVに対する意識の高まりにつれ、早い段階で相談につながり、自立や避難の方法等の問題解決に結びついたことで、一時保護に至らずに済んでいる場合もあると考えられますが、被害者と支援者の安全を最優先するために必要な、情報機器の利用制限や外出の制限などの保護に際してのルールを被害者が望まないため、一時保護施設の利用を躊躇する場合もあると考えられます。こうした全国的な課題に対して、国でも検討が進められており、その検討会等の動向などを注視しつつ、県として対応を考えていくことが求められています。

2017年度までの5年間の一時保護件数を年齢別で見ると、30歳代が最も多く3割から4割を占め、40歳代は約2割から2割台後半、20歳代は2割から2割半ばで、この3つの年代が概ね8割以上を占めています。一方、60歳以上は2016年度・2017年度の2年間は全体の1割前後ですが、2013年度からの5年間では増加傾向にあります。障がい者等、配慮が必要な被害者も多く、多様性に対応していく必要があります。

また、母子・単身別で見ると、母子で一時保護される被害者が全体の7割を超えており、年代は30歳代が最も多く、約半数を占めています。同伴児童・同伴者<sup>(\*8)</sup>の状況は、幼児と小学生が約4分の3を占めており、被害者本人だけでなく、同伴児童へのケアも重要な課題です。

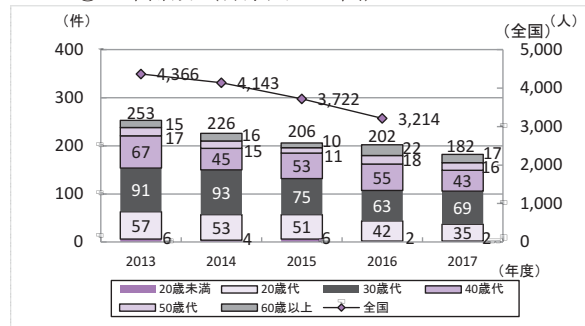
(\*8) 同伴児童・同伴者：

20歳未満を「同伴児童」、20歳以上を「同伴者」として整理している。

## II 神奈川の DV 対策の現状と課題

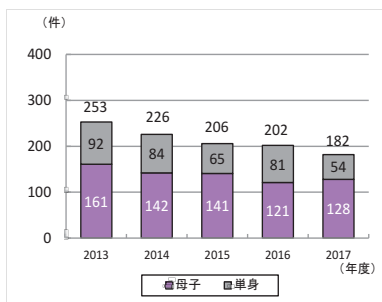
グラフ 18：一時保護内訳

18-①：年齢別（神奈川・全国）

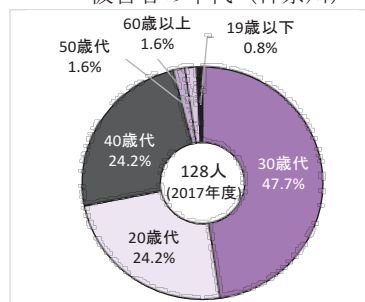


※全国数値の直近値は 2016 年度数値  
(2018 年 9 月 28 日付内閣府調べ)

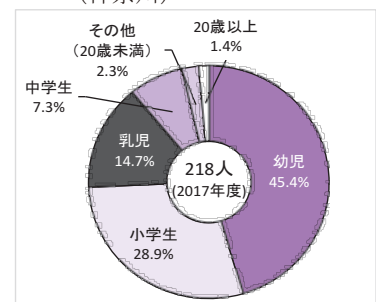
18-②：母子・単身別（神奈川）



18-③：同伴児童・同伴者を伴う被害者の年代（神奈川）



18-④：同伴児童・同伴者の状況（神奈川）



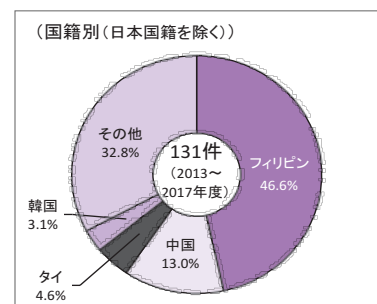
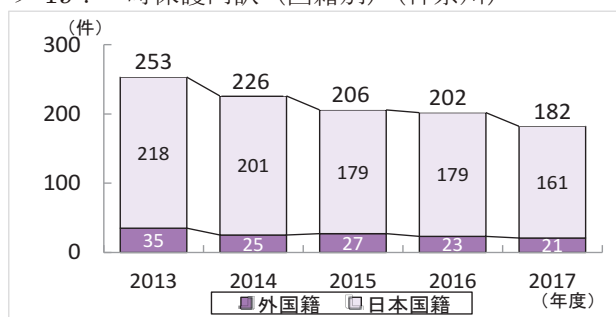
●出典：県人権男女共同参画課調べ

### (2) 外国人等被害者の状況に応じた一時保護

一時保護件数を国籍別に見ると、日本国籍以外の件数は全体の約 1 割を占めています。また、2017 年度までの 5 年間ではフィリピン国籍の被害者が約半数を占めています。

母国語による支援が必要なことが多い外国人をはじめ、障がい者や高齢者、性的少数者など、様々な立場や状況におかれている被害者の意思を十分に理解し、必要な配慮を行いつつ、被害者が安心して生活できる環境や、一人ひとりの心身の状況に応じたケアやサポートをすることが求められています。

グラフ 19：一時保護内訳（国籍別）（神奈川）

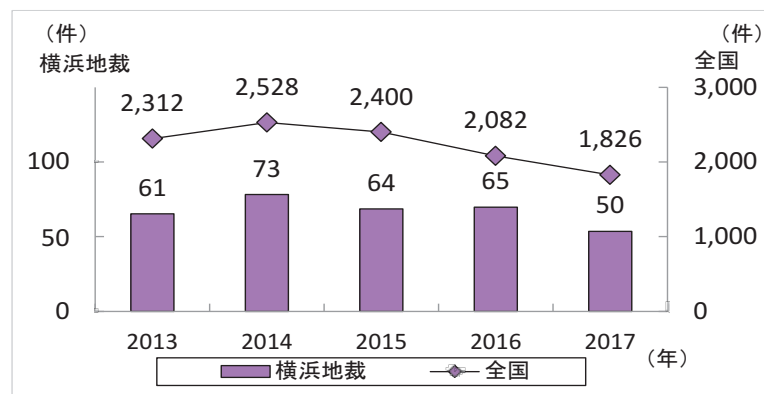


●出典：県人権男女共同参画課調べ

(\*9) 保護命令制度

裁判所は、配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が、さらなる身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいとき、または、生命などに対する脅迫を受けた被害者が、身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときは、被害者からの申立てにより、配偶者に対し、接近禁止などの保護命令を出します。2017年の横浜地方裁判所管内における保護命令発令件数は50件で、全国は1,826件でした。

グラフ 20：保護命令発令件数（横浜地裁・全国）



● 出典：横浜地方裁判所調べ、「平成 30 年版男女共同参画白書」（内閣府）

(\*9) 保護命令の種類：

- (1) 被害者への接近禁止命令：配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。(期間は6か月)
  - (2) 退去命令：配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じる。(期間は2か月)
  - (3) 被害者の子または親族への接近禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子または親族等の身辺につきまったり、子または親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。(期間は6か月)
  - (4) 電話等禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間（午後10時から午前6時まで）の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為を禁止する。(期間は6か月)
- なお、(3)(4)は、単独で発令されることなく、被害者への接近禁止命令と同時にまたは既に発令されている場合に発令される。また、保護命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

(\*10) 被害者からの申立て：

事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手に対しても、申立てができる。

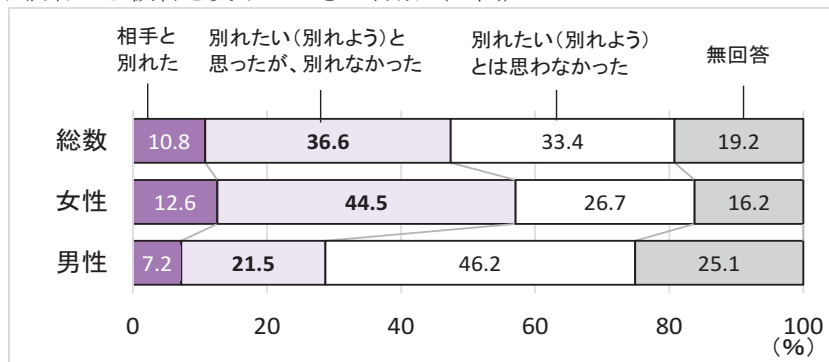
## II 神奈川の DV 対策の現状と課題

### 4 自立支援の状況

#### (1) 自立に向けて必要な支援

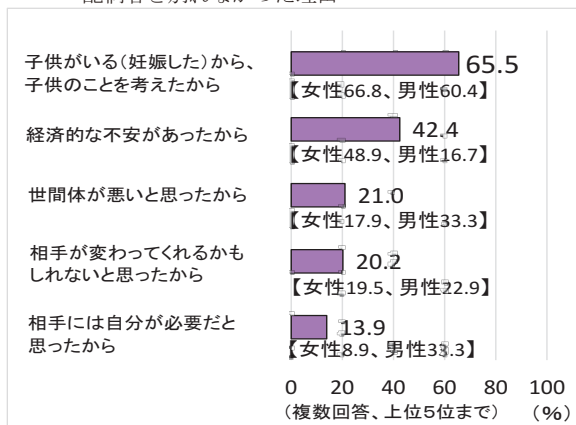
DV被害を受けたとき、相手と別れることをためらう被害者は少なくありません。国の調査によると、配偶者から何らかの被害を受けたとき、「相手と別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人は36.6%で、男性より女性の方が割合が高くなっています（女性44.5%、男性21.5%）。別れなかった理由としては、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が65.5%で最も多く、次いで「経済的な不安があったから」が42.4%でした。そのうち、子どもが原因で別れなかった主な理由として最も多かったのは、「子供をひとり親にしたくなかったから」で56.4%でした。被害者の自立に当たっては、住居や就労、経済面など、生活基盤を支えるための支援に加えて、被害者の心の回復など、安定した生活に向けた支援が必要です。また、子どもを同伴している場合、母子ともに心のケアや、子どもの就学や保育に関する支援など、多岐にわたる支援が必要です。

グラフ 21-①：配偶者から被害を受けたときの行動（全国）



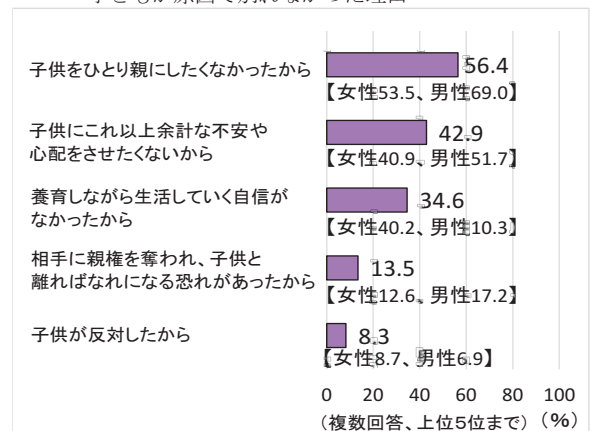
21-②：（※21-①で「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と答えた人が対象）

配偶者と別れなかった理由



21-③：（21-②で「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」と答えた人が対象）

子どもが原因で別れなかった理由

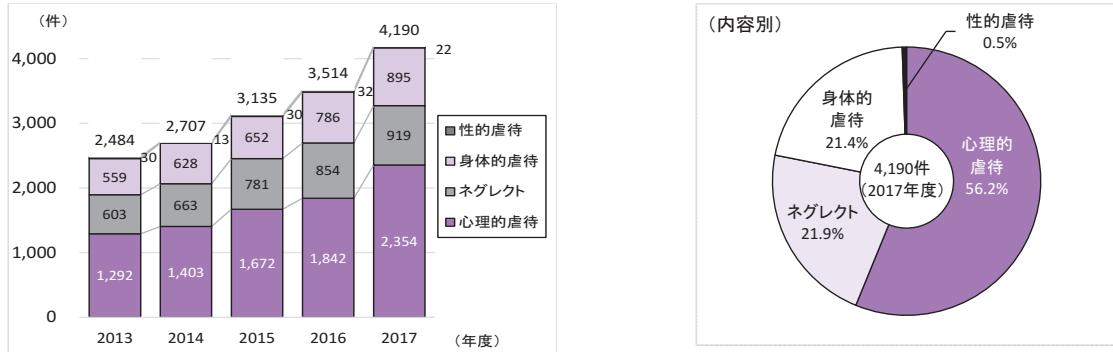


●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

(2) 面前DVや児童虐待の影響

「児童虐待の防止等に関する法律」において、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（以下、「面前DV」という。）は、児童虐待（「心理的虐待」）に当たるとされています。神奈川県所管の児童相談所で受け付けた虐待相談受付件数は年々増加していますが、そのうち、面前DVを含む「心理的虐待」は、2017年度には全体の5割を超えています。

グラフ 22：児童相談所虐待相談受付件数（神奈川（政令市・児童相談所設置市を除く））

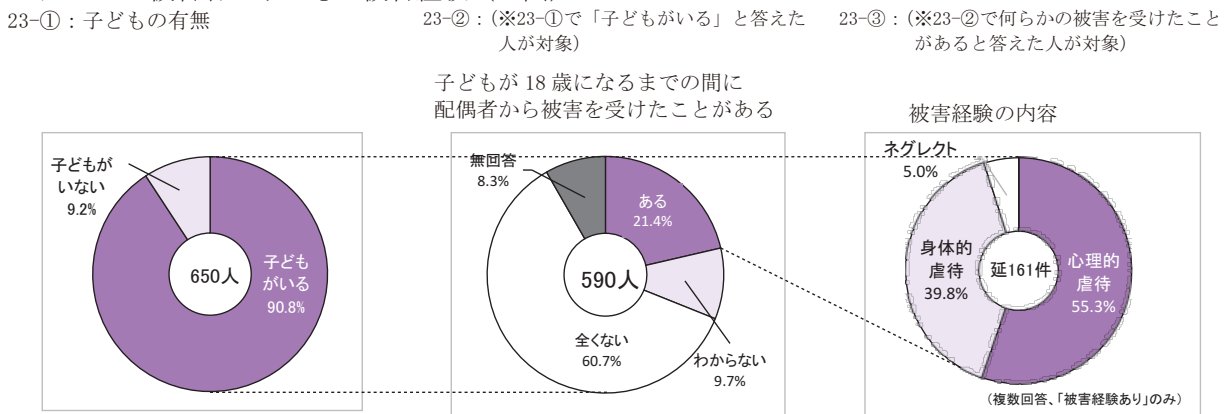


●出典：県子ども家庭課調べ

国の調査によると、被害者の約9割が「子どもがいる」と答えており、面前DVが起こる危険性が高いことが懸念されます。また、子どもが配偶者から被害を受けたことがあると答えた人は約2割で、その被害内容は「心理的虐待」が最も多く5割を超えています。DVを受けた被害者が、けが等の身体的な影響だけでなく、精神的な影響を受けることがあります。面前DVを目撃した子どもにも、様々な心身の症状が表れることがあります。子どもを守るためには、社会全体がDVが与える影響について理解することが大切です。

このように、被害者が同伴している子どもも虐待を受けている場合があります。被害者と子どもの両方に対して、心身のケアをはじめとする生活上の支援のほか、子どもが一時保護中に学習を受ける機会を確保することも重要です。

グラフ 23：被害者の子どもの被害経験（全国）



●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

## II 神奈川の DV 対策の現状と課題

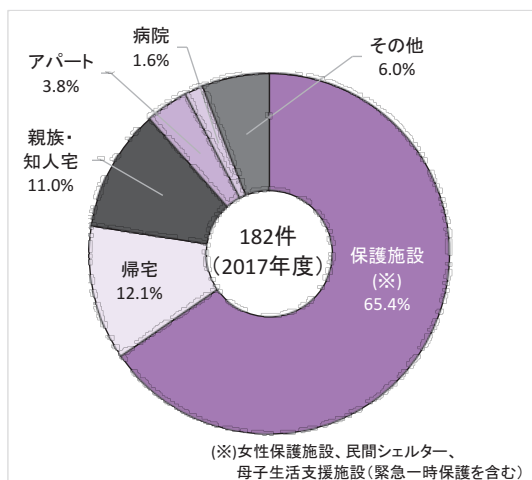
### (3) 様々な支援の内容

県と市町村、民間団体等は、相互に連携し、生活保護や各種制度を活用しながら、被害者の支援を行っています。また、一時保護の期間中にその後の行く先が決まらない場合も、引き続き一時保護施設や女性保護施設において、関係機関が連携しながら支援を行っています。

神奈川県で一時保護された被害者の一時保護後の退所先としては、「保護施設」で引き続き自立に向けた支援を受けているケースが最も多く（約 65%）、次いで「帰宅」（約 12%）、「親族・知人宅」（11%）の順となっています。また、配偶者暴力相談支援センターでは、児童手当の受給者変更などの手続きを進めるため、証明書等の発行事務を行っています。

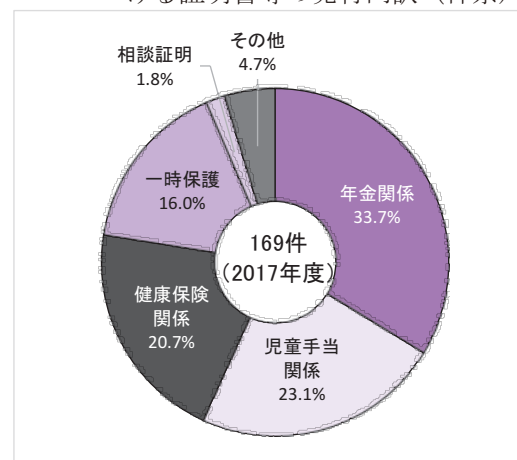
精神面の課題を抱えている場合や、子どもを同伴しているなど、自立に当たって困難な状況にある被害者に対して、よりきめ細かな支援を行っていく必要があります。また、一時保護施設を退所して地域で生活する被害者も、不安感や心のゆれなど様々な課題を抱えながら暮らし、被害者と子どもへの心身面のサポートや自助グループの立ち上げ支援など、地域で安定した生活を送れるようなしくみづくりが必要です。

グラフ 24：一時保護後の退所先（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

グラフ 25：県配偶者暴力相談支援センターにおける証明書等の発行内訳（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ



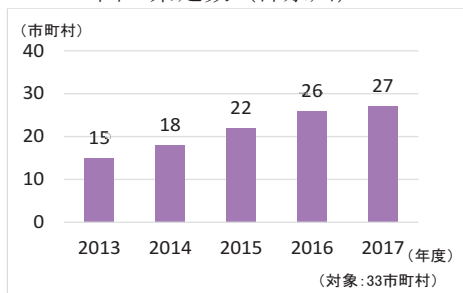
5 関係機関等との連携の状況

(1) 各機関との連携、人材育成等

① 市町村との連携

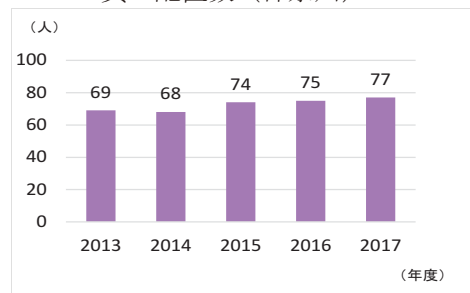
DV防止法により、都道府県には基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が義務付けられ、市町村においては努力義務とされています。最も身近な相談機関として、市町村が果たす役割は大きくなってきており、相談窓口の充実や基本計画の策定、推進体制の充実などが求められています。また、県は、市町村の積極的な取組みを支援します。

グラフ 26：市町村DV防止・被害者支援基本計画の策定数（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

グラフ 27：県保健福祉事務所及び市の女性相談員の配置数（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

② 民間団体との連携

県では、DV防止法が制定される以前から、民間団体との連携により被害者支援を行ってきた経緯があり、現在も、DV防止法に基づく一時保護の一部を民間団体に委託して実施するとともに、民間団体と県、市町村の三者が協働して一時保護事業を実施しています。また、多言語による被害者相談や若年者向けの啓発事業などに連携して取り組んでいます。

今後も、民間団体の持つ専門性や先進性、きめ細かで柔軟な対応力を重視しながら、連携・協働しDV防止や被害者支援を充実していくことが求められています。

③ 関係機関等との連携

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、市町村及び県関係部署の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、関係機関・関係団体の連携を図るとともに、各地域で市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する情報交換のための会議を開催し、地域における連携の強化に努めています。引き続き県と市町村や民間団体、企業が相互に連携しながら施策を進めるとともに、都道府県にまたがる広域的なネットワークや、市町村を単位とする身近な地域でのネットワークの充実が求められています。

## II 神奈川のDV対策の現状と課題

---

### ④ 人材育成・資質向上等

各自治体で被害者等の相談や支援にあたる女性相談員には、専門的な知識やスキルが求められる一方、少人数で支援に対応している自治体も少なくありません。被害者は、精神的な課題など、多様で複合的な課題を抱えているケースが多く、安心して相談や支援を受ける環境を整備するため、県は、女性相談員や行政職員、民間団体スタッフ等に対して研修を実施するほか、県配偶者暴力相談支援センターによる関係機関への専門的助言を実施するなど、人材を育成し、その資質向上に取り組んでいます。

また、相談や一時保護、自立支援に関わる関係機関は、DVの特性等を十分に理解し、被害者にさらなる被害（二次的被害<sup>(\*11)</sup>）が生じることのないよう、被害者の状況に十分に配慮した慎重な対応が望まれます。多様化する被害者への適切な対応をしつつ、二次的被害が生じることのないよう、引き続き県及び市町村間における情報提供・共有を行いながら、資質向上のため、県と市町村、民間団体等が連携することが求められています。

### (2) 調査研究、提案・苦情への対応

DV防止に向けた取組みの充実や、より適切な被害者支援を行うためには、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な被害者や、精神的な課題など多様で複合的な課題を抱えている被害者の実態や必要としている支援について、調査・分析するとともに、国の動向を注視し情報収集に努めながら、必要に応じて国へ要望するなど、調査研究の結果を施策に効果的に反映させていくことが重要です。

県配偶者暴力相談支援センターをはじめ各関係機関では、県民等からの提案や、被害者からの苦情に個別に対応しており、DV防止や被害者支援の取組みの向上の観点から、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理する等の対応が求められています。

---

(\*11) 二次的被害：

関係機関の不適切な対応によって被害者へさらなる被害を与えること。



## Ⅲ 計画の内容

### 1 基本認識

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。
- (2) DVを防止するとともに、相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことは、国及び県・市町村の責務です。
- (3) DVは、子どもに対しても深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、子どもの心身の安定の確保や教育を受ける権利への配慮と一体となった被害者への支援が必要です。
- (4) DVへの対策を推進するためには、国及び県・市町村の関係機関、民間団体などが幅広く協働・連携しながらそれぞれの役割を担っていくことが不可欠です。

### 2 重点目標と特に重点的に取り組むポイント

現状の課題を踏まえて、次の5つの重点目標を定め、各施策に取り組みます。

#### 重点目標

- 重点目標Ⅰ 暴力の未然防止
- 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備
- 重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備
- 重点目標Ⅳ 自立支援の促進
- 重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

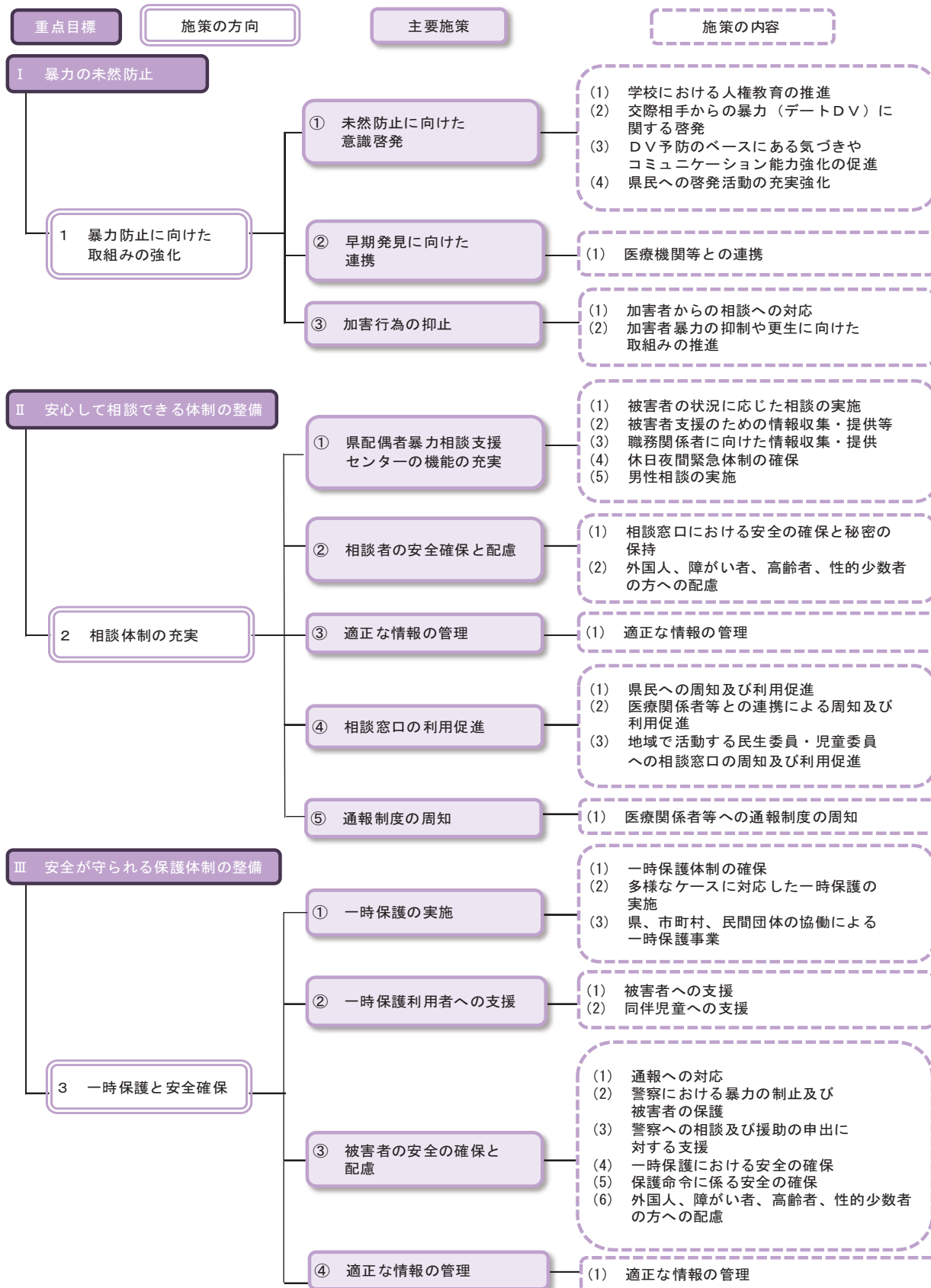
重点目標を達成するために取り組む各施策のうち、次の4つのポイントは、特に重点的に取り組むべきとの考え方から、2014年に改定したプランの取組みを更に進め、施策を充実・強化します。

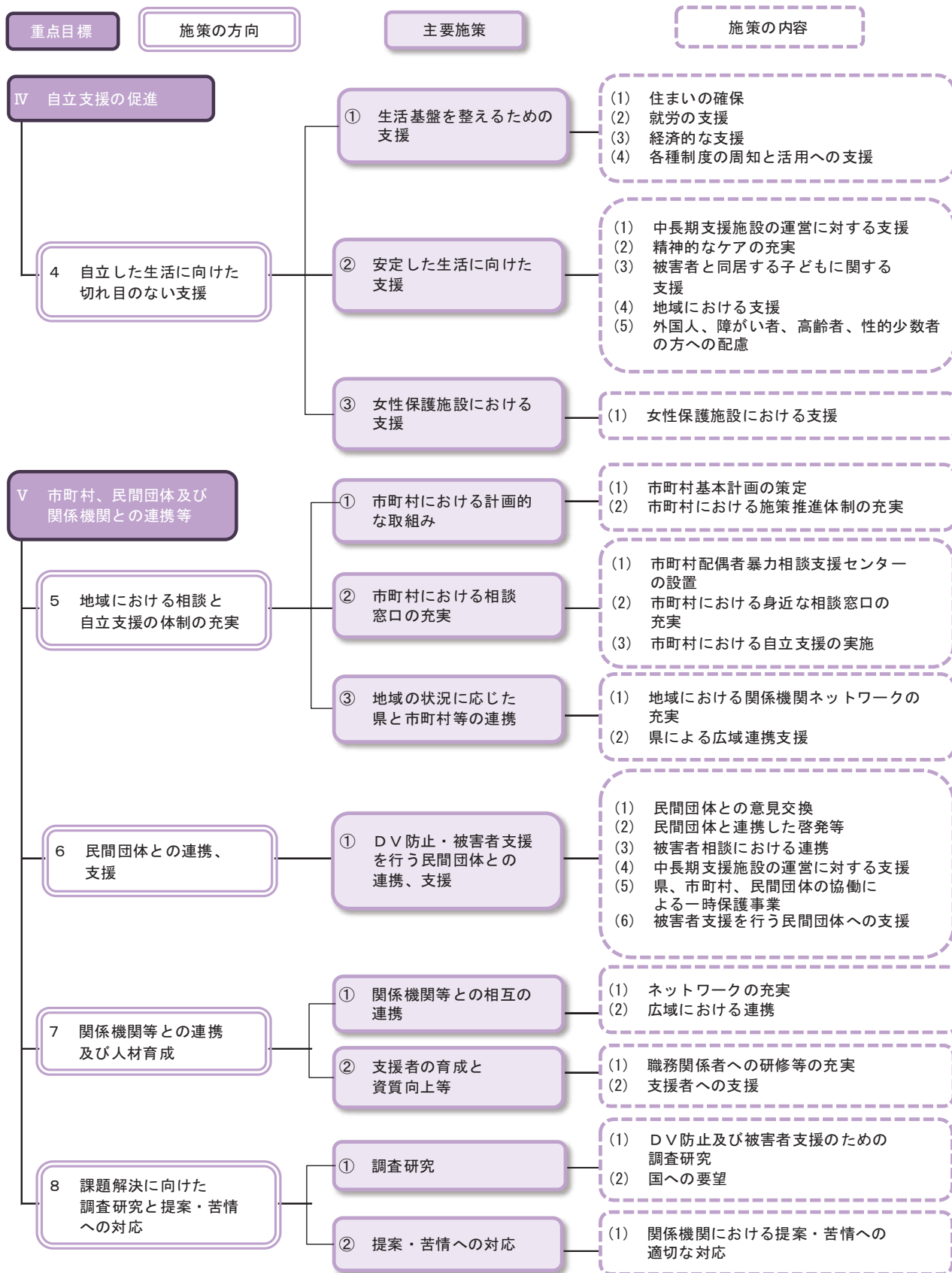
#### 特に重点的に取り組むポイント

- ポイント1 【DV防止】DV発生未然防止のための予防対策の強化
- ポイント2 【DV防止】相談事例に基づくDV防止啓発冊子の作成等による啓発の強化
- ポイント3 【被害者支援】相談・支援に対応する職員に向けた研修体制の強化
- ポイント4 【被害者支援】被害者支援に取り組む民間団体に対する支援の強化

### Ⅲ 計画の内容

#### 3 施策の体系





### Ⅲ 計画の内容

#### 4 具体的な施策内容

##### 重点目標Ⅰ 暴力の未然防止

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしようとする人権尊重の意識を早い時期から醸成するとともに、被害者を生み出さないためのDV予防対策に取り組むことにより、暴力を未然防止することをめざします。

##### 施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化

DVは、家庭内や親しい人間関係において行われるため、外部からはその発見が困難な場合が多く、潜在化しやすい傾向にあります。また、被害者だけでなく、同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

暴力を未然に防止するため、若年層への意識啓発など、暴力は決して許されないことについて理解を深めるための啓発活動を行うとともに、DVの発生自体を予防するための対策に取り組めます。

また、被害者の早期発見に向け、医療機関等との連携を強化するため、相談窓口や通報制度の周知に取り組むほか、被害者を生み出さないため加害行為の抑止に取り組めます。

#### ■主要施策

##### ① 未然防止に向けた意識啓発

施策の内容	事業概要
(1) 学校における人権教育の推進	・学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。(県・市町村)
(2) 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発	・かながわ男女共同参画センター等は、中学生・高校生向けの交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。(県) ・県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人権研修を実施します。(県)
(3) DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進	・かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。(県)

(4) 県民への啓発活動の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。(県・市町村)</li> <li>・かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV気づき講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。(県・市町村)</li> <li>・かながわ男女共同参画センター等は、DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。(県)</li> </ul>
-------------------	---

#### ② 早期発見に向けた連携

施策の内容	事業概要
(1) 医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等と連携し、暴力被害の早期発見に努めます。(県・市町村)</li> <li>・医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。【再掲】(*12)(県)</li> </ul>

#### ③ 加害行為の抑止

施策の内容	事業概要
(1) 加害者からの相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVに悩む男性のための相談を実施します。【再掲】(県)</li> </ul>
(2) 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察は、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。(県警察本部)</li> <li>・加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。【再掲】(県)</li> </ul>

(\*12) 【再掲】:

1つの事業を複数の柱に位置付ける場合に、最も関係が深い施策の内容への位置付け(本掲)に対して、他の施策の内容への位置付けを【再掲】と表記(以下同じ)。

### Ⅲ 計画の内容

#### 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

県配偶者暴力相談支援センターをはじめとした相談機能を充実するとともに、県民や医療関係者、地域で活躍する民生委員・児童委員等に対して、相談窓口の利用促進に向けた周知や、通報制度の周知について取り組むことにより、被害者がいつでも、早期に、安心して相談できる体制整備をめざします。

#### 施策の方向2 相談体制の充実

DVに悩む被害者が相談しやすい環境を整えるため、被害者の状況に応じた様々な相談に対応できるよう、県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実に努めます。

また、相談者及び相談を受ける職員等の安全とプライバシーを確保し、適切な情報管理を行うとともに、外国人や高齢者など、相談しにくさやDVの潜在化などの課題を抱えている相談者に対して適切な配慮を行います。

さらに、DVに悩みながらも相談をためらう潜在的な被害者が相談しやすい環境づくりを進めるため、相談窓口の周知・利用促進などに努めるほか、SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討するなど、相談体制の充実に努めます。

#### ■主要施策

##### ① 県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実

施策の内容	事業概要
(1) 被害者の状況に応じた相談の実施	・被害者支援のための相談を実施します。(県) ・法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。(県) ・民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。(県・民間団体) ・被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。【再掲】(県)
(2) 被害者支援のための情報収集・提供等	・被害者の支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。(県) ・被害者支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。(県) ・保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。(県)
(3) 職務関係者に向けた情報収集・提供	・DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。(県)



### Ⅲ 計画の内容

(4) 休日夜間緊急体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。 (県・県警察本部・民間団体)</li> <li>・民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。 (県・民間団体)</li> </ul>
(5) 男性相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性被害者相談を実施します。(県)</li> <li>・DVに悩む男性のための相談を実施します。(県)</li> </ul>

#### ② 相談者の安全確保と配慮

施策の内容	事業概要
(1) 相談窓口における安全の確保と秘密の保持	・相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。(県・県警察本部・市町村)
(2) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮	・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。【再掲】 (県)

#### ③ 適正な情報の管理

施策の内容	事業概要
(1) 適正な情報の管理	・相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。 (県・県警察本部・市町村・民間団体)

#### ④ 相談窓口の利用促進

施策の内容	事業概要
(1) 県民への周知及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。 (県・市町村)</li> <li>・SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討を行います。 (県)</li> </ul>
(2) 医療関係者等との連携による周知及び利用促進	・医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。(県)
(3) 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進	・地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。(県・市町村)

#### ⑤ 通報制度の周知

施策の内容	事業概要
(1) 医療関係者等への通報制度の周知	・医療関係者等に対し、通報制度の周知を図ります。(県)

### Ⅲ 計画の内容

#### 重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備

被害者の保護を行ううえで、被害者の安全確保が何よりも重要です。緊急の場合に、迅速かつ適切に避難し、安全が確保され、必要な支援を受けることができるための一時保護体制の整備をめざします。

#### 施策の方向3 一時保護と安全確保

被害者の安全を確保し、一時保護を行うことは、DV防止法により都道府県の責務とされています。一時保護を受けようとする被害者が、緊張や不安が緩和され、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるように、きめ細かな相談対応を行い、被害者が迅速かつ適切に避難でき、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、市町村や警察、民間団体等の関係機関と連携しながら、一時保護体制の充実を図るとともに、同伴児童への支援を行います。あわせて、被害者の安全を確保するため、保護命令など各種制度の活用や適正な情報の管理に努めます。

#### ■主要施策

##### ① 一時保護の実施

施策の内容	事業概要
(1) 一時保護体制の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施します。 (県・市町村・民間団体)</li><li>警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。 (県・県警察本部)</li><li>休日夜間の受入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保します。 (県)</li></ul>
(2) 多様なケースに対応した一時保護の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。 (県・市町村・民間団体)</li><li>障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用を努めます。 (県・市町村・民間団体)</li></ul>
(3) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業	<ul style="list-style-type: none"><li>県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。 (県・市町村・民間団体)</li></ul>



② 一時保護利用者への支援

施策の内容	事業概要
(1) 被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを行います。(県)</li> <li>・保育士による日中保育や預かり保育を実施します。(県・民間団体)</li> <li>・民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。(県・民間団体)</li> <li>・被害者の個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。(県・市町村・民間団体)</li> </ul>
(2) 同伴児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供します。(県)</li> <li>・心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。(県)</li> <li>・DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。(県・市町村)</li> <li>・一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境の整備に努めます。(県)</li> </ul>

③ 被害者の安全の確保と配慮

施策の内容	事業概要
(1) 通報への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。(県・県警察本部・市町村)</li> <li>・通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。(県・県警察本部・市町村)</li> </ul>
(2) 警察における暴力の制止及び被害者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察は、通報等により暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止にあたりるとともに、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。(県警察本部)</li> <li>・警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。(県警察本部)</li> </ul>
(3) 警察への相談及び援助の申出に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察は、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。(県警察本部)</li> <li>・警察は、身体に対する暴力を受けている被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。(県警察本部)</li> </ul>
(4) 一時保護における安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。(県・市町村)</li> <li>・警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。【再掲】(県・県警察本部)</li> <li>・被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりについて、国の調査研究及び検討会の動向などを注視しながら検討します。(県)</li> </ul>

### Ⅲ 計画の内容

<p>(5) 保護命令に係る安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。(県・県警察本部・市町村)</li> <li>・警察は、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報の教示等防犯指導を実施し、必要に応じて住居等の付近を警戒するなどの対策を講じます。(県警察本部)</li> <li>・警察は、加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。(県警察本部)</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。(県・県警察本部・市町村)</li> </ul>
<p>(6) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。(県)</li> <li>・民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。【再掲】(県・民間団体)</li> <li>・通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。【再掲】(県・県警察本部・市町村)</li> <li>・子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。【再掲】(県・市町村・民間団体)</li> <li>・障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用に努めます。【再掲】(県・市町村・民間団体)</li> </ul>

#### ④ 適正な情報の管理

施策の内容	事業概要
<p>(1) 適正な情報の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報の管理に努めます。(県・県警察本部・市町村・民間団体)</li> <li>・職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。(県・県警察本部・市町村・民間団体)</li> </ul>

重点目標Ⅳ 自立支援の促進

関係機関や民間団体が相互に連携しながら、被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むことにより、一人ひとり異なった状況におかれている被害者が、様々な課題を解決しながら自立した生活に向けて踏み出すことができる社会をめざします。

施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援

被害者が一時保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、解決すべき様々な課題があります。住まいの確保や就労の支援など、生活基盤を整えるための支援だけでなく、精神的なケアや被害者と同居する子どもへの支援などにより、安定した生活を送ることができるように、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

また、一時保護施設退所後の入所先の一つである女性保護施設の環境充実に努め、被害者の自立に向けた支援を行います。

■主要施策

① 生活基盤を整えるための支援

施策の内容	事業概要
(1) 住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。 (県・市町村・民間団体)</li> <li>県営住宅における、被害者の住まいの確保に努めます。(県・市町村)</li> </ul>
(2) 就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の個々の状況に応じた就職や転職のための相談、就労のための講座などの事業を実施します。(県・市町村)</li> <li>県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用に関する情報を収集し、被害者に提供します。(県・市町村)</li> <li>被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。(県・市町村)</li> <li>生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。(県・市町村)</li> </ul>
(3) 経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に助言等を行います。(県・市町村)</li> <li>福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。(県・市町村)</li> <li>犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。(国の制度) (県・県警察本部・市町村)</li> <li>被害者の経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、被害者に助言等を行います。 (県・市町村・民間団体)</li> </ul>

### Ⅲ 計画の内容

(4) 各種制度の周知と活用への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。(県・市町村)</li> <li>・ 被害者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。(県・市町村)</li> <li>・ 被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。(県・市町村)</li> </ul>
--------------------	--

#### ② 安定した生活に向けた支援

施策の内容	事業概要
(1) 中長期支援施設(*13)の運営に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。(県・市町村・民間団体)</li> </ul>
(2) 精神的なケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。(県・民間団体)</li> <li>・ 心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ります。(県)</li> <li>・ 自助グループの立ち上げを支援します。(県)</li> <li>・ 被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。(県)</li> </ul>
(3) 被害者と同居する子どもに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。(県・市町村)</li> <li>・ 子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設(*14)の広域連携を活用し支援に努めます。(県・市町村)</li> <li>・ 教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。(県・市町村)</li> <li>・ 児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。(県・市町村)</li> </ul>
(4) 地域における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。(県・市町村)</li> <li>・ 自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。(県・市町村)</li> <li>・ 各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。(県・市町村・民間団体)</li> <li>・ 一時保護施設を退所し、地域で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。(県)</li> </ul>
(5) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。【再掲】(県)</li> </ul>

(\*13) 中長期支援施設：

ステップハウスともいい、一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まいをいう。

(\*14) 母子生活支援施設：

同伴児童がいる母親を対象とする児童福祉法に基づく施設で、母子を保護し、その自立を支援する。県では、母子生活支援施設の広域連携を活用し、県外の母子生活支援施設とも連携に努めている。

③ 女性保護施設における支援

施策の内容	事業概要
(1) 女性保護施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。 (県・民間団体)</li> <li>・ 被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。 (県・民間団体)</li> </ul>

### Ⅲ 計画の内容

#### 重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

被害者支援に当たっては、相談や一時保護、自立支援など、様々な段階において関係機関が相互に連携し合うことが重要です。地域における最も身近な行政主体である市町村や、被害者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んできた民間団体、関係機関等、様々な主体と連携・協働しながら支援に取り組みます。

また、DV防止と被害者支援のため、被害の実態やDVに対する県民意識等を調査・分析しながら、施策を検討・反映させていくとともに、相談や支援に対する被害者からの苦情に真摯に対応し、必要な改善に取り組みます。

#### 施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実

市町村や地域の保健所などは、被害者の最も身近な相談窓口として重要な役割を果たしています。特に市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有していることから、地域の実情に合わせた幅広い取組みが求められています。そのため、市町村基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置に努めるとともに、相談窓口の設置や被害者に対する情報提供、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を実施します。

県は、被害者支援における中核として、一時保護等を実施するほか、市町村基本計画の策定に対する支援や、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置についての働きかけ、研修等の広域的な施策の実施など、市町村との連携を深めながら支援を行います。

#### ■主要施策

##### ① 市町村における計画的な取組み

施策の内容	事業概要
(1) 市町村基本計画の策定	・ 市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。 (県・市町村)
(2) 市町村における施策推進体制の充実	・ 市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。 (県・市町村)



② 市町村における相談窓口の充実

施策の内容	事業概要
(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。(県・市町村)</li> <li>・市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。(県・市町村)</li> </ul>
(2) 市町村における身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、被害者相談窓口の充実努め、県はこれを支援します。(県・市町村)</li> <li>・市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。(県・市町村)</li> <li>・市町村の相談窓口職員への支援を行います。(県)</li> <li>・被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。【再掲】(県)</li> </ul>
(3) 市町村における自立支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、地域の実情にあわせた、被害者の自立支援のための独自の取組みの充実努め、県はこれを支援します。(県・市町村)</li> <li>・新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。【再掲】(県・市町村)</li> <li>・自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。【再掲】(県・市町村)</li> <li>・各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。【再掲】(県・市町村・民間団体)</li> </ul>

③ 地域の状況に応じた県と市町村等の連携

施策の内容	事業概要
(1) 地域における関係機関ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実努めます。(県・県警察本部・市町村・民間団体)</li> </ul>
(2) 県による広域連携支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の居住する市町村等と調整し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。(県・市町村)</li> <li>・県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。(県・町村)</li> <li>・県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。(県・市町村)</li> <li>・法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。【再掲】(県)</li> <li>・民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。【再掲】(県・民間団体)</li> <li>・男性被害者相談を実施します。【再掲】(県)</li> <li>・DVに悩む男性のための相談を実施します。【再掲】(県)</li> <li>・休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。【再掲】(県・県警察本部・民間団体)</li> </ul>



### Ⅲ 計画の内容

#### 施策の方向6 民間団体との連携、支援

県では、DV防止法制定前からDV相談や被害者支援などの活動を先行して展開してきた民間団体と連携することにより、被害者支援の充実を図ってきました。

行政だけでは手が届かない被害者に対して、よりきめ細かな支援を行っている民間団体と協働しながら、DV防止法に基づいて委託する一時保護や、県と市町村、民間団体の三者が協働して実施する一時保護事業に引き続き取り組むほか、連携して啓発や相談事業などを行います。

また、被害者への支援内容を充実させるため、被害者支援を行っている民間団体への支援を行うほか、民間団体や関係機関と定期的に意見交換を行い、施策や事業への反映・見直しに取り組みます。

#### ■主要施策

##### ① DV防止・被害者支援を行う民間団体との連携、支援

施策の内容	事業概要
(1) 民間団体との意見交換	・ 取組みの充実に向け、被害者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。 (県・民間団体)
(2) 民間団体と連携した啓発等	・ 啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。 (県・民間団体) ・ 被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。 (県・民間団体)
(3) 被害者相談における連携	・ 民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。【再掲】 (県・民間団体) ・ 民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。【再掲】 (県・民間団体)
(4) 中長期支援施設の運営に対する支援	・ 一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。【再掲】 (県・市町村・民間団体)
(5) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業	・ 県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。 【再掲】 (県・市町村・民間団体)
(6) 被害者支援を行う民間団体への支援	・ 民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。(県) ・ 民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。(県・民間団体) ・ 民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。(県) ・ 民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。(県) ・ 被害者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。 (県・民間団体) ・ 民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。 (県)

施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成

県内のDV対策を総合的に推進するため、県及び市町村、民間団体等で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置するなど、関係機関・民間団体相互の連携を推進します。

また、関係機関・民間団体の職務関係者が、共通の認識・共通の理解のもと、質の高い被害者支援等に取り組むため、研修の充実を図り、支援者の資質向上に努めます。

■主要施策

① 関係機関等との相互の連携

施策の内容	事業概要
(1) ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。(県・市町村)</li> <li>・通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。(県・市町村・県警察本部)</li> <li>・被害者の子どもへの接近禁止命令が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。(県・市町村)</li> <li>・関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。(県・市町村・民間団体)</li> </ul>
(2) 広域における連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の支援に当たっては、必要に応じて、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。(県)</li> <li>・関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。(県警察本部)</li> </ul>

② 支援者の育成と資質向上等

施策の内容	事業概要
(1) 職務関係者への研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。(県)</li> <li>・被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。(県・市町村)</li> <li>・県・市町村の被害者の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。(県)</li> <li>・被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。(県・県警察本部・市町村・民間団体)</li> <li>・県及び市町村における被害者支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。(県・市町村)</li> </ul>
(2) 支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョン(*15)を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実を努めます。(県・市町村)</li> <li>・市町村の相談窓口職員への支援を行います。【再掲】(県)</li> </ul>

(\*15) スーパービジョン：

事例を報告し、より経験のある者等から適切な方向付けを得るための指導を受けること。スーパービジョンを受ける際の指導者をスーパーバイザーという。

### Ⅲ 計画の内容

#### 施策の方向 8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応

DV防止と被害者支援のための調査研究を行い、施策に反映させるとともに、必要な法整備等について国へ要望します。また、県・市町村等の関係機関は、県民等からの提案や被害者からの苦情の申出について適切・迅速に対応します。

#### ■主要施策

##### ① 調査研究

施策の内容	事業概要
(1) DV防止及び被害者支援のための調査研究	<ul style="list-style-type: none"><li>・DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。(県)</li><li>・国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。(県)</li></ul>
(2) 国への要望	<ul style="list-style-type: none"><li>・女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。(県)</li><li>・加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。(県)</li><li>・困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国へ要望します。(県)</li></ul>

##### ② 提案・苦情への対応

施策の内容	事業概要
(1) 関係機関における提案・苦情への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・県民等からの配偶者等暴力の防止や被害者の支援に関する提案、被害者からの苦情の申出を受けた場合は、被害者の置かれている状況に配慮して、適切・迅速に対応するよう努めます。(県・県警察本部・市町村)</li></ul>

## IV 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

No.	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 <sup>(*16)</sup> ①「平手で打つ」【身体的暴力】 ②「何を言っても長時間無視し続ける」 ③「大声でどなる」【精神的暴力】 ④「生活費を渡さない」【経済的暴力】 ⑤「交友関係や電話を細かく監視する」【社会的暴力】 ⑥「いやがっているのに性的な行為を強要する」【性的暴力】	① 87.7% ② 59.3% ③ 64.1% ④ 61.3% ⑤ 23.4% ⑥ 82.2% (2017)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 100% (2022)
2	恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度 ① 全年代 ② 10・20代	① 26.1% ② 39.1% (2017)	① } 100% ② } (2022)
3	DV被害者相談窓口の周知度	77.5% (2017)	100% (2022)
4	男性向けDV被害者相談窓口の周知度	37.2% (2017)	100% (2022)
5	DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数 (対象：県内 19 市・14 町村)	27 市町村 (2017)	33 市町村 (2023)

(\*16) 「夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合」:

②以外の数値目標は、2018年3月に改定した「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の目標（目標値100%、目標年度2018年度）に設定しており、本プランの改定に伴い見直す。

## V 推進体制

---

### V 推進体制

DV防止・被害者支援の施策の推進に当たっては、市町村等の関係機関や民間団体と連携して取り組んでいきます。また、計画を推進する中で、必要に応じて施策・事業の見直し、充実を図ります。

(1) 神奈川県男女共同参画審議会

県の附属機関として、男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、または知事に意見を建議します。また、毎年度、プランの進捗状況について、評価を行います。

(2) 神奈川県DV対策推進会議

弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、市町村及び県関係部署の代表で構成された委員が協議し、施策を推進します。

(3) 人権男女共同参画施策推進会議

福祉子どもみらい局の副知事を会長とする県庁内の意思決定機関で、各局長が構成委員となっています。男女共同参画審議会の意見を踏まえ、配偶者等暴力対策にかかわる計画の策定や推進について総合的な企画や調整を行うことにより、施策を推進します。

(4) その他

県・市町村担当課長会議や民間団体との意見交換会などの場を活用しながら連携を強化し、施策を推進します。

参考資料

1	DV防止・被害者支援に関する歩み（年表）	44
2	DV関係法令等	
	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	48
	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	56
	・ 売春防止法（抄）	60
	・ 児童虐待の防止等に関する法律（抄）	61
	・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（抄）	64
	・ 神奈川県男女共同参画推進条例	67
	・ 人権男女共同参画施策推進会議の設置及び局等の推進体制の整備に関する要綱	69
	・ 神奈川県DV対策推進会議設置要綱	71
3	神奈川における一時保護による被害者支援の流れ	72

## 参考資料

### 1 DV防止・被害者支援に関する歩み（年表）

年	国等	神奈川県
1952 (昭和 27) 年		・ 婦人相談所設置
1956 (昭和 31) 年	・ 「売春防止法」 制定	
1982 (昭和 57) 年		・ 婦人総合センター（後のかながわ女性センター、現かながわ男女共同参画センター）が開館し、相談事業開始
1991 (平成 3) 年		・ 県内の一時保護施設運営団体で構成する「女性の一時保護連絡会」を婦人相談所が事務局となり設置
1997 (平成 9) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かながわ女性センターで、国・県・市町村の相談機関で構成する「女性への暴力相談等関係機関連絡会」を設置し、県内の連携を推進</li> <li>・ 市町村担当職員研修及び県・市の女性相談員研修実施</li> <li>・ かながわ女性センターにおいて、女性総合相談窓口を開始</li> </ul>
1999 (平成 11) 年	・ 「男女共同参画社会基本法」 公布、施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女性への暴力相談“週末ホットライン”」 開始</li> <li>・ 女性の一時保護連絡会を設置し、定期的に県内の女性の一時保護機関の情報交換と連携の強化</li> <li>・ かながわ女性センターにおいて、「女性への暴力に関する調査研究」を実施</li> </ul>
2000 (平成 12) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「児童虐待の防止等に関する法律」 制定</li> <li>・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警察本部に「女性・子どものための相談電話」を設置し、電話相談を実施</li> <li>・ 県警察本部に「ストーカー対策室」設置</li> <li>・ 被害者向け「相談窓口情報カード」を作成し、関係機関に配布</li> <li>・ かながわ女性センターにおいて、DVを理解するための県民向け冊子「ドメスティック・バイオレンスをなくすために」や外国籍被害者向けリーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を作成、配布</li> <li>・ かながわ女性センターにおいて、女性への暴力相談窓口を設置</li> </ul>
2001 (平成 13) 年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「かながわボランティア活動推進基金 21」において、民間団体との協働事業により外国籍被害者の支援を実施（～平成 17 年度）</li> <li>・ かながわ女性センターにてメンタルケア開始</li> <li>・ 県・市町村・民間団体との協働による一時保護施設を運営</li> </ul>
2002 (平成 14) 年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）全面施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者向け「相談窓口情報カード」を多言語（6 言語）で作成し、関係機関に配布</li> <li>・ 「神奈川県男女共同参画推進条例」制定</li> <li>・ 市町村担当職員研修及び県・市の女性相談員研修の実施</li> <li>・ 被害者向けのリーフレット「シェルター利用のごあんない」を日本語及び多言語（5 言語）で作成し、県・市町村に配布</li> <li>・ 婦人相談所及びかながわ女性センターに配偶者暴力相談支援センター設置</li> <li>・ 被害者及び同伴家族の確実な一時保護に向け、保護を開始し、一時保護施設を設置</li> </ul>



年	国等	神奈川県
2002 (平成 14) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察との連携・協力のもとに、婦人相談所で休日夜間の一時保護を実施</li> <li>・医師会、弁護士会、市町村代表及び県で構成する「神奈川県DV対策関係行政機関等連絡会議」を設置し、県内の連携を推進</li> <li>・婦人相談所と一時保護を委託する民間団体との定期的な連絡会議を開催</li> </ul>
2003 (平成 15) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談所から女性相談所へ名称変更</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、DV自助グループ立上げ支援事業を実施</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、民間団体の設置する被害者への貸付基金活用支援を開始</li> <li>・地域の市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する「地区DV対応情報交換会議」を、政令市・中核市を除く県内8地区で開催し、地域での連携を推進。政令市・中核市は独自に同様の会議を開催</li> <li>・女性相談所による民間委託施設スタッフへの研修を実施</li> </ul>
2004 (平成 16) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 第一次改正</li> <li>・「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則」施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 第一次改正法の施行</li> <li>・「犯罪被害者等基本法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、男性被害者の相談を試験的に実施</li> <li>・一時保護施設を10施設に拡充し、各施設の特色を生かし、被害者の個々の状況に応じた一時保護を実施</li> <li>・首都圏(4都県)での連絡会議を開催</li> <li>・人身取引の被害者の一時保護を開始</li> </ul>
2005 (平成 17) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力防止啓発用のチラシ「ストップ!暴力」を作成、配布</li> <li>・女性相談所において、被害者の就労支援方策を検討するためのモデル事業を実施</li> <li>・「神奈川県DV対策関係行政機関等連絡会議」を廃止し、新たに民間団体代表を加えた「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、DV被害者に対する総合的な支援策やDVの防止について協議</li> </ul>
2006 (平成 18) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体との協働事業により、「外国籍被害者のための多言語相談シート(7言語)」を作成、配布</li> <li>・「<b>かながわDV被害者支援プラン</b>」策定</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、自立サポート相談、外国籍被害者のための多言語相談(6言語、民間委託)、男性被害者相談及び夜間緊急対応を開始</li> <li>・民間団体に対し、被害者自立支援活動への補助事業開始</li> <li>・一時保護施設に対し、女性相談所の心理判定員を派遣</li> <li>・被害者及び同伴児童の健康管理の対応のため、女性相談所に看護師を配置</li> <li>・同伴児童の保育体制の充実のため、女性相談所に保育士を配置</li> </ul>

参考資料

年	国等	神奈川県
2007 (平成 19) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 第二次改正</li> <li>・全国知事会による配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設を活用して、一時保護後の自立に向けた訪問支援型のステップハウス事業(3戸)を開始</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、法律相談を開始</li> </ul>
2008 (平成 20) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 第二次改正法の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ女性センターにおいて、デートDV防止啓発用リーフレット「デートDVってなに?」を作成、県内高校生向けに配布</li> <li>・暴力防止啓発用のチラシ「ストップ!暴力」を改訂、配布</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、「デートDV(交際相手からの暴力)防止に関する調査研究」を実施</li> </ul>
2009 (平成 21) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療関係者向け DV対応の手引き」を作成、医療機関に配布</li> <li>・「かながわDV被害者支援プラン」改定</li> <li>・多言語相談に中国語を加え7言語で実施</li> <li>・「かながわボランティア活動推進基金21」において、民間団体及び教育局との協働事業によりデートDV防止のためのシステム構築事業を実施(～平成25年度)</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、大学生向けデートDV防止啓発講座を開始</li> </ul>
2010 (平成 22) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者向け「相談窓口カード」を多言語(7言語)で作成</li> </ul>
2011 (平成 23) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市がDV相談支援センターを設置</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、高校生を対象としたデートDV予防啓発冊子を全面的に見直し、「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成</li> <li>・かながわ女性センターにおいて、DV気づき講座を開始</li> </ul>
2012 (平成 24) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ女性センターにおいて、県民向け啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」を作成、配布</li> <li>・相模原市が配偶者暴力相談支援センターを設置</li> </ul>
2013 (平成 25) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法) 第三次改正 ※法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められる</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正、施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」策定</li> </ul>	
2014 (平成 26) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法) 第三次改正法の施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察本部に「人身安全事態対処室」設置</li> <li>・「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を策定</li> <li>・DVに悩む男性のための相談を試験的に実施</li> </ul>

年	国等	神奈川県
2015 (平成 27) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し、「かながわ男女共同参画センター」(かなテラス) に名称変更</li> <li>・DV相談窓口をかながわ男女共同参画センターに集約し、相談窓口を再編</li> <li>・DVに悩む男性のための相談を開始</li> <li>・国に対し売春防止法の抜本的な改正等を要望</li> </ul>
2016 (平成 28) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市がDV相談支援センターを設置</li> </ul>
2017 (平成 29) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察本部に「人身安全対策課」設置</li> <li>・「医療関係者向け DV対応の手引き」を改訂、医療機関に配布</li> </ul>
2018 (平成 30) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」を策定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を構成事業に位置付け</li> </ul>
2019 (平成 31) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV等の被害者のための民間シェルター等に関する支援の在り方に関する検討会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が抱える悩みのための「LINE相談」を試験的に実施</li> <li>・「かながわDV防止・被害者支援プラン」を改定</li> </ul>

## 参考資料

### 2 DV関係法令等

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

最終改正：平成26年法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条に

において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連

携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



## 参考資料

### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

### (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場

合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置

- くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容



## 参考資料

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

### （保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

### （保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記

載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

### （即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

### （保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定によ

る命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を發した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が發せられた後に当該發せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該發せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度發する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を發するものとする。ただし、当該命令を發することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を發しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務

を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

## 参考資料

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

#### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則〔抄〕

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



## 参考資料

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第 1 号  
平成 26 年 10 月 1 日一部改正

#### 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

##### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

##### 2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を含め、平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

##### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

###### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

###### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

#### 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

##### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口

として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

##### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

##### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

###### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

###### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

##### 4 被害者からの相談等

###### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

###### (2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対

する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

## 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日

を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

## 参考資料

### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用される必要がある。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

## 8 保護命令制度の利用等

### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場

合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

#### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

## 9 関係機関の連携協力等

### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被



害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

#### （２）職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

### 12 教育啓発

#### （１）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### （２）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

### 13 調査研究の推進等

#### （１）調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

#### （２）人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれ

の地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

### 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

##### （１）基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

##### （２）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

## 参考資料

### 売春防止法（抄）（昭和31年法律第118号）

最終改正：平成28年号外法律第63号

#### 第四章 保護更生

##### （婦人相談所）

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。
- 4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。
- 5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

##### （婦人相談員）

第三十五条 都道府県知事（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。）は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

##### （婦人保護施設）

第三十六条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

##### （婦人相談所長による報告等）

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び

その者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

##### （民生委員等の協力）

第三十七条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

##### （都道府県及び市の支弁）

第三十八条 都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十八条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、次に掲げる費用（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）
- 二 都道府県知事の委託する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市（婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。）は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

##### （都道府県の補助）

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

児童虐待の防止等に関する法律（抄）（平成12年号外法律第82号）

最終改正：平成30年号外法律第59号

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良

好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護

## 参考資料

士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

### (児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### (資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに

相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### (延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者(以下この項において「延長者の監護者」という。)及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者虐待」という。)については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者(以下この項において「延長者等」という。)、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者(以下この項において「延長者等の監護者」という。)及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という。)については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三

---

まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

- 一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



ストーカー行為等の規制等に関する法律（抄）（平成 12 年号外法律第 81 号）

最終改正：平成 28 年号外法律第 102 号

（目的）

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居棟の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の様に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号

のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- 一 電子メールその他のその受診をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧されることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- 3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。））に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

（つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止）

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

（警告）

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び



警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により(当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で)、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内(当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあつては、当該通知が到達したとみなされる日から十四日以内)に行わなければならない。
- 4 行政手続法第三章二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分を決定するとき」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったときは」と、「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。

6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

7 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る機関の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、禁止命令等及び第三項後段の規定による意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認め

## 参考資料

るときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

### (職務関係者による配慮等)

第八条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 3 国、地方公共団体は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めるものとする。

- 2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

### (報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

### (禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。
  - 一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
  - 二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（男女共同参画を推進するための理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようであることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものと

する。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害行為の禁止）

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

（セクシュアル・ハラスメントの禁止等）

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

（情報を読み解く能力の向上）

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

（男女共同参画の推進に関する届出等）

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置

## 参考資料

の状況

(9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に

次のように加える。

参 画 審 議 会	神 奈 川 県 男 女 共 同	男女共同参画の推進に関する重要事項及び 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神 奈川県条例第8号）第14条第1項の規定によ り申出があった提案、意見、要望、苦情等の 処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、 その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12 人 以 内
-----------------------	--------------------------------------	--	-------------------

(検討)

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第48号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



人権男女共同参画施策推進会議の設置及び局等の推進体制の整備に関する要綱

最終改正：平成30年4月1日

(目的)

第1条 人権施策及び男女共同参画施策の円滑かつ適正な推進を図るため、人権男女共同参画施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するとともに、局等の推進体制を整備する。

第1章 人権男女共同参画施策推進会議

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権施策及び男女共同参画施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 人権施策に係る指針の策定及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画施策に係る計画の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、福祉子どもみらい局担当の副知事を、副会長は、理事（共生担当）を充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者を充てる。ただし、会長は必要に応じて、これらの者以外の者を委員として出席させることができる。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 会長は、あらかじめ副会長にその職務を代理させることができる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、前項に規定する場合のほか、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、特に議題に関係のある特定の委員による会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の所掌事項について協議調整を行う。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事長は、人権男女共同参画担当部長を充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者を充てる。ただし、幹事長は、必要に応じてこれらの者以外の者を幹事として出席させることができる。
- 6 幹事長は、幹事会の会務を総理し、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。
- 7 幹事長が必要と認めるときは、特に議題に関係のある特定の幹事による会議を開催することができる。

(ワーキング部会)

第6条 特定の課題に対応するため、幹事長は必要に

じてワーキング部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

第2章 局等推進体制

(推進体制の整備)

第7条 局等（以下「局」という。）ごとの推進体制の整備を図るため、局ごとに人権男女共同参画施策統括責任者（以下「人権男女統括者」という。）及び人権男女共同参画施策推進責任者（以下「人権男女責任者」という。）を置き、所属等（以下「所属」という。）ごとに人権男女共同参画施策推進主任者兼研修指導者（以下「人権男女主任者」という。）を置く。

(人権男女統括者)

第8条 人権男女統括者は、別表1の職にある者及び地域県政総合センター所長を充てる。ただし、「企業庁長」とあるのは「企業庁企業局長」と、「教育長」とあるのは「教育委員会教育局長」と読み替え、また「福祉子どもみらい局人権男女共同参画担当部長」は除く。

- 2 人権男女統括者は、推進会議の決定を受けて、局における人権施策及び男女共同参画施策について、統括的な責任者として、推進を図る。

(人権男女責任者)

第9条 人権男女責任者は、別表2の職にある者及び地域県政総合センター総務部長を充てる。

- 2 人権男女責任者は、人権男女統括者の指揮監督のもと、各局における人権施策及び男女共同参画施策について、各所属と調整を行い推進を図る。

(人権男女主任者)

第10条 人権男女主任者は、各所属において、所属長が指名する職員を充てる。ただし、各地域県政総合センターの人権男女主任者は、各地域県政総合センター所長が各部ごとに指名する職員を充てる。

- 2 人権男女主任者は、人権男女統括者の指揮監督のもと、人権男女責任者と調整を行い、所属における人権施策及び男女共同参画施策の推進を図るとともに、人権及び男女共同参画についての研修を実施する。

第3章 その他

(庶務)

第11条 推進会議、幹事会の庶務は、福祉子どもみらい局人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## 参考資料

### 附 則（一部略）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条、第 8 条関係）

政策局長
総務局長
くらし安全防災局長
国際文化観光局長
スポーツ局長
環境農政局長
福祉子どもみらい局長
健康医療局長
産業労働局長
県土整備局長
会計局長
企業庁長
教育長
議会局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
警察本部総務部長
福祉子どもみらい局人権男女共同参画担当部長

別表 2（第 5 条、第 9 条関係）

政策局総務室企画調整担当課長
総務局総務室企画調整担当課長
くらし安全防災局総務室企画調整担当課長
国際文化観光局総務室企画調整担当課長
スポーツ局総務室企画調整担当課長
環境農政局総務室企画調整担当課長
福祉子どもみらい局総務室企画調整担当課長
同人権男女共同参画課長
健康医療局総務室企画調整担当課長
産業労働局総務室企画調整担当課長
県土整備局総務室企画調整担当課長
会計局会計課副課長
企業庁企業局総務室企画調整担当課長
教育委員会教育局行政部行政課専任主幹
議会局総務課副課長
人事委員会事務局総務課副課長
監査事務局総務課副課長
労働委員会事務局審査調整課副課長
警察本部警務部警務課企画室長



神奈川県DV対策推進会議設置要綱

最終改正：平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 神奈川県内のドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策を総合的に推進するため、「神奈川県DV対策推進会議」（以下「対策推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DV被害者に対する総合的な支援策についての協議に関すること。
- (2) DVの防止についての協議に関すること。
- (3) その他DV対策に関し必要と認められること。

(委員等)

第3条 対策推進会議は次の委員で構成する。

- (1) DV被害者支援に係る民間団体の代表者
- (2) その他のDV対策に係る関係団体の代表者
- (3) 国（法務局）及び市町村（DV対策所管課）の代表者
- (4) 県庁内DV対策関係各課所の代表者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4条 対策推進会議に会長を置き、神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、対策推進会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 対策推進会議の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課において処理する。

(報酬)

第7条 対策推進会議は、原則として年1回開催する。報酬は、会議開催日の属する月の翌月16日に支給する。

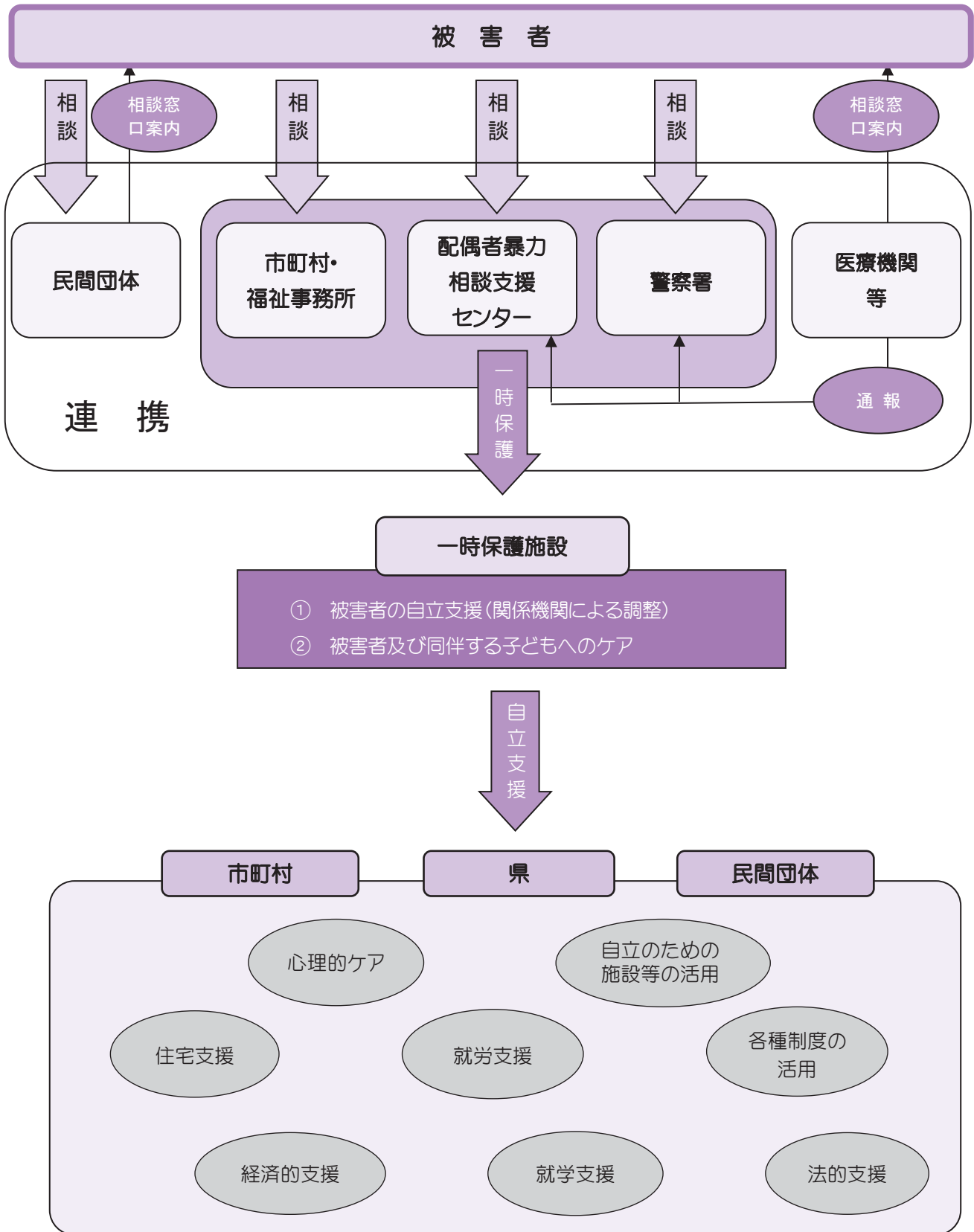
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則（一部略）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 神奈川県における一時保護による被害者支援の流れ



※一時保護を実施しない場合でも、被害者の方は情報提供や自立支援を受けることができます。





神奈川県

福祉子どもみらい局 人権男女共同参画課

横浜市中区日本大通1 丁目 231-8588 電話(045)210-3640(直通) FAX(045)210-8832